

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和6年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

財務省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金		
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度（第 5 期）	
	中期目標期間	令和 5 年度～令和 9 年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 白石 知隆
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大
主務大臣	財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共に管）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 小平 武史
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 熊澤 明男

3. 評価の実施に関する事項			
・ 7 月 25 日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング ・ 7 月 30 日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取			

4. その他評価に関する重要事項			
・該当なし			

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定		<p>A: 当該法人の業務向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和 5 年度</th> <th style="text-align: center;">6 年度</th> <th style="text-align: center;">7 年度</th> <th style="text-align: center;">8 年度</th> <th style="text-align: center;">9 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	A	A			
令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度												
A	A															
評定に至った理由	<p>項目別評定は、小々項目 14 項目中 A 評価が 6 項目 B 評価が 8 項目、小項目 8 項目中 A 評価が 3 項目 B 評価が 5 項目、中項目 21 項目中 A 評価が 3 項目 B 評価が 14 項目評価対象外が 4 項目、大項目 4 項目中 A 評価が 1 項目 B 評価が 3 項目となっており、全体として中期の目標を上回る取組を行っている。</p> <p>また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき A とした。</p>															
2. 法人全体に対する評価																
法人全体の評価	<p>農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されていることに加え、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。</p> <p>また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>															
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。															
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など																
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし															
その他改善事項	該当なし															
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし															
4. その他事項																
監事等からの意見	特になし															
その他特記事項	(独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会における有識者からの意見)															

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定		<p>A: 当該法人の業務向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">令和 5 年度</th> <th style="text-align: center;">6 年度</th> <th style="text-align: center;">7 年度</th> <th style="text-align: center;">8 年度</th> <th style="text-align: center;">9 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	A	A			
令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度												
A	A															
評定に至った理由	<p>項目別評定は、小々項目 14 項目中 A 評価が 6 項目 B 評価が 8 項目、小項目 8 項目中 A 評価が 3 項目 B 評価が 5 項目、中項目 21 項目中 A 評価が 3 項目 B 評価が 14 項目評価対象外が 4 項目、大項目 4 項目中 A 評価が 1 項目 B 評価が 3 項目となっており、全体として中期の目標を上回る取組を行っている。</p> <p>また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき A とした。</p>															
2. 法人全体に対する評価																
法人全体の評価	<p>農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されていることに加え、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。</p> <p>また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>															
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。															
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など																
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし															
その他改善事項	該当なし															
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし															
4. その他事項																
監事等からの意見	特になし															
その他特記事項	(独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会における有識者からの意見)															

年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調査No	備考
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A	A					
1 農業信用保険業務		A	B				第1-1	P 1
(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け【重要度：高】【困難度：高】		A	B				第1-1-(1)	P 3
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保		A	B				第1-1-(2)	P 7
ア 適切な保険料率の設定【重要度：高】		B	B				第1-1-(2)-ア	P 9
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】		A	B				第1-1-(2)-イ	P 11
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進		B	B				第1-1-(2)-ウ	P 15
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施		A	A				第1-1-(2)-エ	P 17
2 林業信用保証業務		A	A				第1-2	P 21
(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進		B	B				第1-2-(1)	P 23
ア 融資機関等に対する普及推進の取組【重要度：高】【困難度：高】		B	B				第1-2-(1)-ア	P 25
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援		A	A				第1-2-(1)-イ	P 31
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営		A	A				第1-2-(2)	P 33
ア 適切な保証料率の設定【重要度：高】		A	B				第1-2-(2)-ア	P 35
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】		B	A				第1-2-(2)-イ	P 37
ウ 求償権の回収の取組の実施		B	B				第1-2-(2)-ウ	P 40
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施		A	A				第1-2-(2)-エ	P 42
3 漁業信用保険業務		A	A				第1-3	P 45
(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け【重要度：高】【困難度：高】		A	A				第1-3-(1)	P 47
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保		A	A				第1-3-(2)	P 50
ア 適切な保険料率の設定【重要度：高】		B	B				第1-3-(2)-ア	P 52
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】		A	A				第1-3-(2)-イ	P 54
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進		B	B				第1-3-(2)-ウ	P 57
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施		A	A				第1-3-(2)-エ	P 59
4 農業保険関係業務		B	B				第1-4	P 62
5 漁業災害補償関係業務		B	A				第1-5	P 64

(注2) 第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、3項目でA、2項目でBとなり、重要度：高とした小々項目を含む3つの項目のうち、2項目でAとなつたため、Aとした。

$$(3\text{項目} \times 3\text{点} + 2\text{項目} \times 2\text{点} + 2\text{項目} \times 3\text{点}) / (5\text{項目} \times 2\text{点} + 3\text{項目} \times 2\text{点}) = 118.7\%$$

第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でBとなつたため、Bとした。 $(4\text{項目} \times 2\text{点}) / (4\text{項目} \times 2\text{点}) = 100\%$

当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない4項目を除き、4項目でBとなつたため、Bとした。 $(4\text{項目} \times 2\text{点}) / (4\text{項目} \times 2\text{点}) = 100\%$

第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でBとなつたため、Bとした。(4項目×2点) / (4項目×2点)

法人の総合評価については、大項目4つのうち、1項目でA、3項目でBとなり、重要度：高とした小々項目を含む1つの大項目がAであったため、Aとした。(1項目×3点+3項目×2点+1項目×3点)/(4項目×2点+1項目×2点)=120%

※評価基準に基づき算出。

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1-1 農業信用保険業務							
2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業信用保険業務			令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け	(第1-1-(1) 参照)	予算額（千円）	25,112,712	24,868,878			
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	(第1-1-(2) 参照)	決算額（千円）	22,724,581	23,266,447			
		経常費用（千円）	3,997,123	4,885,194			
		経常収支（千円）	425,779	△733,636			
		行政コスト（千円）	4,060,587	4,886,172			
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	評定	B	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1-1-(1) 及び(2)を参照。	同左	同左	評定：B 2項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。	評定	B <評定に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。 $(2\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 2\text{点}) / (2\text{項目} \times 2\text{点} + 1\text{項目} \times 2\text{点}) = 100.0\%$ ※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。	

					<p><指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－1－（1） 農業信用保険業務－社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値 ②	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業資金の法人向け新規引受け額 (百万円)	－	－	77,180	82,147				
農業資金の法人向け新規引受け累計額 ① (百万円)	－	387,489	77,180	159,327				
前期中期目標期間対比 (①÷②)	前中期目標期間 実績比5%以上 増加	100%	－	－	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受け額（5年間累計）を前中期目標期間実績比で5%以上増加	<主要な業務実績> ア スマート農業等の新技術 ○ 令和5年度に開発した収支シミュレーションツール（水田作）の効果的な活用事例を把握するため、試行利用した農業信用基金協会に対するアンケート及び保証審査に利用した実績がある農業信用基金協会に対するヒアリングを実施したところ、「稲作以外の営農類型でも活用できるとよい」、「複合経営のため品目ごとに区分することが難しい、データ入力に時間を要するなどから、短時間での審査が求められる農業信用基金協会では、データの制約もあり、保証審査に用いることが非常に難しい」など意見があった。 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の	<自己評価> 評定：B 令和5年度に開発した収支シミュレーションツール（水田作）について、効果的な活用事例の把握等はできなかったものの、スマート農業を導入している農業者7先に現地訪問を行ったなど、スマート農業の資金需要等の把握に努め、導入に当たっての留意点などを整理した事例集を作成し、農業信用基金協会へ情報提供を実施した。 法人向けを中心とする農業資金の保証需要の把握等については、農業信用基金協会への調査や意見交換を通じて実態等を把握し、効果的な引受け推進策を農業信用基金協会に情報提供すべく整理した。	評価 B	<評定に至った理由> > 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。	
1 農業信用保険業務 (1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の	1 農業信用保険業務 (1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の	1 農業信用保険業務 (1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の	<その他の指標> ○ 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	<評価の視点> 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の				

<p>多様化等が進んでいく中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。</p> <p>また、引き続き、農業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取り組む。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間実績比で5%以上増加 ○ 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国農業において、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、スマート農業の実装等が進められていく中、こうした動きに伴い生じる資金需要についても、適切に引受けが行われるようしていくことが重要であるため。 ・ 農業構造について、経営の大規模化が進み、法人経営体も増加し、さらに生産・経営内容の多様化等も進む中、それぞれの信用リスクを踏まえた引受けが行われていく 	<p>當内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクを踏まえた引受けを実現できるよう、農業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。</p> <p>ア 新たな技術革新など農業をめぐる内外の環境の変化を踏まえ、現場での新たな活用ニーズに対応した農業信用保険の引受け</p> <p>イ 法人経営、大規模経営等農業者の生産経営構造の変化等に対応し、利用者ニーズを反映した農業信用保険の引受け</p> <p>ウ 借入者の信用リスク（経営財務状況）に応じた農業信用保険の引受け</p> <p>エ 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握（同サービスに関する効果的な広報の手法の検討・実施を含む。）</p> <p>これらについては、毎年度、年度計画において具体的な活動内容を明確に定めるとともに、その成果については、毎年度、業務運営の検証委員会において検証した上で、中期目標期間の最終年度（令和9年度）までにあるべき姿の実</p>	<p>提供するとともに、活用を推進する。</p> <p>また、スマート農業等の新技術について、主務省等からの情報収集等を行い、その資金需要、保証需要について主務省とともに精査する。</p> <p>イ</p> <p>(ア) 令和5年度に精査した法人経営、大規模経営等における資金需要、保証需要の調査結果を農業信用基金協会に情報提供するとともに、主務省及び農業信用基金協会と連携し、関係機関に対する効果的な引受推進策を整理する。</p> <p>(イ) 農業経営の大規模化、法人経営の増加を受け、法人化支援活動を行っている関係団体、都道府県等行政機関へ保証・保険について農業者・農業法人向けパンフレットを活用して情報提供し、農業者等への周知を図る。</p> <p>ウ 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入に向けて具体的な保険料率体系の案を検討し、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等</p>	<p>業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受を進めているか</p> <p>農業信用保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取組は行われているか</p> <p>イ</p> <p>(ア) 令和5年度に精査した法人経営、大規模経営等における資金需要、保証需要の調査結果を農業信用基金協会に情報提供するとともに、主務省及び農業信用基金協会と連携し、関係機関に対する効果的な引受推進策を整理する。</p> <p>(イ) 農業経営の大規模化、法人経営の増加を受け、法人化支援活動を行っている関係団体、都道府県等行政機関へ保証・保険について農業者・農業法人向けパンフレットを活用して情報提供し、農業者等への周知を図る。</p> <p>ウ 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入に向けて具体的な保険料率体系の案を検討し、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等</p>	<p>善を要請したが、当該ツールの改修は困難との結論に至った。</p> <p>○ スマート農業の資金需要、保証需要について精査するため、3農業信用基金協会（山形県、宮崎県、鹿児島県）とともに農業者7先に現地訪問を行った。</p> <p>また、10月に農業信用基金協会に対し実施した農業融資等に関する調査では、スマート農業の実装に伴う保証申込み状況について、12農業信用基金協会から「ほぼ毎月」と回答があった一方で、26農業信用基金協会では「年に数件程度」といった状況であった。</p> <p>スマート農業資金の保証審査に当たって苦慮している点として、新しい技術であるため、前例、実績、指標が少なく、評価が難しいこと、経営改善計画の数値の妥当性検証が難しいことという新技術導入ならではの意見が寄せられた。</p> <p>○ 上記の取組を踏まえ、ツールの効果的な活用事例ではなく、現地訪問を行った先での導入事例を参考に、導入に当たっての留意点などを整理し、事例集として信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行った。</p> <p>○ スマート農業に関する情報提供として農林水産省主催のイベント（スマート農業推進フォーラム等）において農業信用基金協会へ開催情報を案内するとともに、新たにスマート農業リーフレットを作成し、農業信用保証保険制度の案内（パンフレット）とともにイベント会場で配布、展示を実施した。</p> <p>イ 法人経営、大規模経営等</p> <p>○ 令和5年度に精査した法人経営、大規模経営等における資金需要、保証需要の調査結果をとりま</p>	<p>また、スマート農機具の購入等に必要な資金借り入れについて、農業信用保証保険制度を利用するメリットがわかるスマート農業向けパンフレットを新たに作成・配布し、農業者等へ情報提供を実施した。</p> <p>加えて、スマート農業及び農業法人向けの引受推進に向けた分析等を業務運営の検証委員会で行うなどの取組を実施した。</p> <p>以上のとおり実施したことから、Bとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>収支シミュレーションツールの利用経験がある基金協会との意見交換を実施したところ、「複合経営のため品目ごとに区分することが難しい」、「データ入力に時間を要する」等の理由により、効果的な活用が行われていないことが判明した。</p> <p>この状況を改善するため、当該ツールの開発者と意見交換を実施したが、当該ツールの改修は困難との結論に至った。</p> <p>このため、ツールの効果的な活用事例の提供に替えて、スマート農業の導入に当たっての留意点などを整理し、基金協会の保証引受けに資する情報提供を実施することとした。</p>
---	--	--	---	---	--

<p>ことが重要であるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就農や経営規模の拡大、経営継承等の様々な局面で農業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する農業者の具体的なニーズを適確に把握するとともに、農業者の資金調達においても多様な融資機関が利用されるようになっていることを踏まえ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。 <p>【困難度：高】</p> <p>農業資金の法人向け新規引受額の増加に関する指標について、前中期目標期間においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等によると見られる農業法人向け新規引受額が減少しており、ポストコロナに向けた農業法人向け新規引受額の回復が依然として道半ばの状況であるため。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>	<p>現を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間実績比で5%以上増加 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 	<p>を通じて、農業信用基金協会と認識の共有化を図る。</p> <p>工 農業信用保証保険サービスについてホームページや広報誌等を通じて情報提供するとともに、農業信用基金協会の地域別の会議等において、各地域における資金需要等を聴取するなど、利用者のニーズの把握・収集を行う。</p> <p>これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 	<p>とめ、農業信用基金協会に情報提供するとともに、法人向け保証引受推進の取組状況を把握するため、農業産出額上位8県（北海道、青森県、茨城県、千葉県、愛知県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県）を重点県として定め、このうち4農業信用基金協会（茨城県、千葉県、宮崎県、鹿児島県）を訪問し、必要に応じ融資機関も交えつつ、意見交換を行った。</p> <p>10月に農業信用基金協会に対し実施した農業融資等に関する調査により把握した各県域での取組内容をとりまとめ、農業信用基金協会に情報提供するとともに、効果的な引受推進策として整理した。</p> <p>令和5年度に新たに作成した法人向けパンフレットについて、保証利用事例を3件追加するなど内容の充実に取り組むとともに、各機関やイベントを通じてパンフレット等を配布し、農業者等へ情報提供を行った。</p> <p>ウ 段階的な保険料率の導入</p> <p>より望ましい保険料率体系の検討を行い、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を含む見直しを実施するため、全国及び各地域で開催される農業信用基金協会の各種会議（以下「ブロック会議」という。）で具体的な保険料率体系案について、説明を実施した。</p> <p>エ 利用者のニーズの把握・収集</p> <p>農業信用基金協会に対し農業融資等に関する調査を実施し、農業法人に対する保証引受け拡大に向けた取組、農業法人引受けに向けた課題、スマート農業の実装に伴う資金ニーズへの対応、農業資金の保証引受拡大に向けた課題について聴取するとともに、とりまとめ結果を農業信用基</p>	
---	--	---	---	--

金協会の全国会議で説明した。

また、ブロック会議等において、農業法人に対する保証引受け拡大に向けた取組や課題について意見交換を実施した。

上記ア～エの取組について、令和6年12月に開催した業務運営の検証委員会において、検証を実施した。

また、当委員会の結果については、令和7年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。

その内容は信用基金ホームページで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkainou.html

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1-1-(2) 農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保							
2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業信用保険業務			令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保		予算額（千円）					
ア 適切な保険料率の設定	(第1-1-(2)-ア 参照)	決算額（千円）					
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施	(第1-1-(2)-イ 参照)	経常費用（千円）					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	(第1-1-(2)-ウ 参照)	経常収支（千円）					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-1-(2)-エ 参照)	行政コスト（千円）					
		従事人員数（人）					
		※期首の全体数					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	評定	B	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1-1-(2)-ア～エを参照。	同左	同左	評定：B 2項目についてA、2項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはB評価とする。	評定	B <評定に至った理由> 4つの小々項目のうち、1項目でA、3項目でBとなった。 「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果を行った結果、小項目「(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはB評価とする。 (2項目×2点+2項目×2点+1項目×2点+1項目×3点)/(4項目×2点+2項目×2点)=108.0%	
1 農業信用保険業務							
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保							
ア 適切な保険料率の設定	(第1-1-(2)-ア 参照)						
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施	(第1-1-(2)-イ 参照)						
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	(第1-1-(2)-ウ 参照)						
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-1-(2)-エ 参照)						

					<p><指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-1-(2)-ア 農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な保険料率の設定								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
特定資金	農業経営改善資金	－	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%				
	農業経営維持資金	－	年0.34%	年0.34%				
農業施設資金	－	年0.18%	年0.18%	年0.18%				
農業運転資金	－	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%				
農家経済安定施設資金	－	年0.09%	年0.09%	年0.09%				
農家生活改善資金	－	年0.21%	年0.21%	年0.21%				

(注) 上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア 適切な保険料率の設定 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率算定委員会において保険料率を点検し、必要に	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア 適切な保険料率の設定 (ア) 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア 適切な保険料率の設定 (ア) 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しは行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、理論値保険料率を算定・分析するとともに、令和6年12月に料率算定委員会で保険料率水準の点検を行った結果、より望ましい保険料率体系への見直しとして、令和7年度から保険料率を改定することとした。 主な改定内容としては、長期的に収支均衡を目指すことを旨とし ① 農業信用基金協会から早急な改定実施要求があった農家経済安定施設資金の保険料率を令和7年度から△0.01%引き下げ ② 令和8年度から全ての資金区分に、農業者の経営財務状況に応じた3段階の保険料率を導入することとした。 上記の料率算定委員会の結果につい	<自己評価> 評定：B <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。

<p>応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>また、中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、当該業務の資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて、保険料率体系の見直しを行う。その結果に基づき、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を進める。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>農業信用保険業務を継続的・安定的に実施するためには、保険収支の長期的な均衡が図られるよう、保険料率水準の不斷の見直しを行っていくとともに、当該業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくことが重要であるため。また、そのような体系の見直しに際し、農業者の経営努力を促す観点から、借入者の信用リスクに応じて弾力化した段階的な保険料率を導入することが重要であるため。</p>	<p>料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>(イ) 中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡を図りつつ、資金ごとの収支状況、資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて保険料率体系の見直しを行う。</p> <p>その際、以下の論点に留意して検討を行う。</p> <p>① 資金全体での収支均衡を確保しつつ、資金ごとの保険収支、資金間の収支バランスを踏まえた資金区分とその区分ごとの保険料率のあり方</p> <p>② 農業者の経営財務状況に応じた保険料率の段階設定の考え方</p>	<p>点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>(イ) 農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡を確保しつつ、資金ごとの保険収支、資金間の収支バランスを踏まえた資金区分とその区分ごとの保険料率、かつ、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充した、より望ましい保険料率体系の具体案を作成し、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、成案を得るべく農業信用基金協会の意見を聴取する。</p>	<p>ては、令和7年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/uneiinkai-nou.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度から検討してきた、より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて、具体的な保険料率体系案を作成し、農業信用基金協会の全国及びブロック会議並びに農業信用保険業務運営委員会で説明し、成案として了承を得た。 ○ 令和7年度から保険料率を改定するため、業務方法書の変更案について、農業信用保険業務運営委員会で審議し、了承を得るとともに、主務省から業務方法書の変更認可を得た。 	
---	--	--	---	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－1－（2）－イ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－保険事故率の低減に向けた取組の実施							

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均償還事故率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険金支払額 ① (百万円)		—	2,663	3,351				
償還額 ② (百万円)		—	293,762	287,287				
償還事故率 (①÷②)	年度評価：償還 事故率1%以下	—	0.91%	1.17%	%	%	%	
平均償還事故率	中期目標期間中の平均償還事故率が前中期目標期間の実績を下回る	0.71%	0.91%	1.04%	%	%	%	

(注1) 融資保険を除く。

(注2) 債還額＝（期首保険価額＋新規保険引受額－期末保険価額）×保険割合 70%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 保証引受審査については、融資機関との適切なリスク分担	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受審査について	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受審査について	<主な定量的指標> ○ 年度評価：償還事故率を1%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る <その他の指標> ○ 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例集を作成するとともに、それを活用	<主要な業務実績> ○ 令和6年度の償還事故率は、1.17%であり、定量的指標（1%以下）を0.17ポイント超過した。 (ア) 保険引受審査 ○ 令和6年度の大口保険保証事前協議案件については、引受条件等内部基準を適確に運用し、全事件協議を実施した。 ○ 大口保険保証事前協議に係る審査の着眼点を紹介するための勉強会を2農業信用基金協会と実施し、実施結果をとりまとめ、認識の共有を図った。 また、農業信用基金協会の保証審査能力向上に資するため、37農業信用基金協会が参加した保証審査能力向上に資するため、37農業信用基金協会が参加した保証審査	<自己評価> 評定：B 令和6年度の保険事故率は、1.17%であり、定量的指標（1%以下）を0.17ポイント超過（達成85.5%）した。 なお、過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例（カルテ）を作成し、農業信用基金協会との勉強会を実施した。 この他、保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会との大口保険保証事前協議について、事前協議を全件確実に実施するとともに、農業信用基金協会と	評価 B <評定に至った理由> 令和6年度の保険事故率は、1.17%であり、定量的指標（1%以下）を0.17ポイント超過（達成率85.5%）したが、過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例（カルテ）を作成し、農業信用基金協会との勉強会を実施した他、保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会との大口保

<p>を踏まえ、借入者の信用リスクに応じた適確なものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に行う。</p> <p>また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。</p> <p>その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○保険事故率の低減 年度評価： 償還事故率を1%以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 農業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を懇意することに 	<p>関と連携を強化し、(ア)引受審査について、その高度化を目指し、以下の取組を行う。</p> <p>① 農業信用基金協会において信用リスクに応じた適正な引受審査が行われるよう、大口保険引受案件について引受条件等に関する運用を適確に行いつつ、事前協議を全件確実に実施する。</p> <p>② 事故事例等を活用し、農業信用基金協会と保険引受審査の認識の共有を図り、保険事故の未然防止に努める。</p> <p>(イ) 期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」(注)等を活用し、農業信用基金協会に適確な期中管理の実施を促す。</p>	<p>たって、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 大口保険事前協議案件について引受条件等内部基準を適確に運用して、事前協議を全件確実に実施するなどの取組は行われているか</p> <p>② 大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、保証引受審査に当たって留意すべき点について、農業信用基金協会等との連携等を図りつつ、必要に応じ、同協会に対する助言・支援等は行われているか</p> <p>③ 上記①、②について、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて、運営委員会に報告する。</p> <p>(イ) 期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 農業信用基金</p>	<p>用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>引受審査について、借入者の信用リスクに応じたものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に実施するなどの取組は行われているか</p> <p>よりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会等との連携等を図りつつ、必要に応じ、同協会に対する助言・支援等は行われているか</p> <p>③ 上記①、②について、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて、運営委員会に報告する。</p> <p>(イ) 期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 農業信用基金</p>	<p>査実務担当者研修会において、外部講師による「営農類型別目利き審査研修」について説明を実施し、農業信用基金協会担当者との間で認識の共有を図った。</p> <p>上記の取組について、令和6年12月に開催した業務運営の検証委員会において、検証を実施した。</p> <p>また、当委員会の結果については、令和7年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/_whats_kikin/unei/uneiinkai-nou.html</p> <p>(イ) 期中管理</p> <p>○ 要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告について、より的確な内容を把握するために、記載欄ごとに説明を付した記入例を作成し、報告書提出依頼文書に添付した。</p> <p>なお、保証保険については、20農業信用基金協会から、要管理特定事前協議被保証者61者の期中管理方針の報告、また、融資保険については、9融資機関から、全貸付先18者の直近の財務状況等の報告を受け、その保険引受全案件について状況検証と格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。</p> <p>○ 最近の大口保険事故事例を中心に、事故事例（カルテ）2例を作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行った。</p> <p>また、事故事例（カルテ）を活用したウェブ勉強会を2農業信用</p>	<p>の勉強会や保証審査実務担当者研修会などの機会を通じて、審査の留意点や着眼点等について認識の共有を図った。</p> <p>さらに、要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告等を通じた被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を農業信用基金協会に促した。</p> <p>大口保険代位弁済の事前協議をほぼ全件実施し、未実施案件も当該農業信用基金協会に対し、再発防止策の徴求や今後の注意喚起等必要な措置を講じ、適切に対応した。</p> <p>以上のとおり、本項目については、定量的指標の達成度合は80%以上100%未満となったものの困難度が設定されていることに加え、保険事故の増加には、全国的な企業倒産件数が、2022年5月から34ヶ月連続で前年を上回り戦後最長記録を更新する中、農業分野においても、飼料・資材価格の高騰等により、畜産業者の廃業件数が対前年比で増加するなど、農業をめぐる社会経済環境が悪化していることがその背景にある一方で、定性的な取組を着実に実施したことから、総合してBとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>保証事前協議について、事前協議を全件確実に実施するとともに、農業信用基金協会との勉強会や保証審査実務担当者研修会などの機会を通じて、審査の留意点や着眼点等について認識の共有を図った。</p> <p>なお、事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下では原油価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増していることから本業務は困難度が高い。</p> <p>これらのことから、目標の達成度合を下回っているものの、本事項は困難度が高い項目であることを勘案して、「B」評価が妥当である。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	---	---	--

<p>より保険事故率の低減を図ることは、農業者の経営継続に資するとともに、農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。</p> <p>【困難度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、各地の営農類型ごとの実態など農業の知見のみならず、期中管理等に関する融資機関及び農業信用基金協会の取組実態を十分に理解した上で対応が求められるため。 事故率の低減を着実に図ていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増しているため。 <p><想定される外部要因></p> <p>経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>	<p>② 事故事例を活用して、農業信用基金協会、融資機関との期中管理業務の認識の共有を図る。</p> <p>③ 農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>(注)「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が100百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する 保険事故率の低減年度評価： 償還事故率を1%以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る 	<p>協会に対し、令和4年6月に改定した「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」(注)等の適正な履行を通じて、被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を促す。</p> <p>② 事故事例等を活用し、農業信用基金協会と期中管理に当たって留意すべき点について意見交換を行うこと等により、期中管理の重要性について農業信用基金協会と認識を共有する。</p> <p>③ 農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>(注)「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が100百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。</p>	<p>基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行い、期中管理の重要性等について認識を共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の大口保険代位弁済案件は、全件事前協議を実施した。 <p>上記のほか、農業信用基金協会からの協議漏れにより事前協議未実施のまま代位弁済実行した案件(1件)があったが、当該農業信用基金協会に対し、通常の事前協議必要書類に加え、事前協議が未実施となった理由及び今後の再発防止策を記した書面の提出を求めたうえで事後に審査を行い問題がないことを確認するとともに、当該農業信用基金協会に対し、今後、確実に事前協議を実施するよう注意喚起を行った。</p>	
---	---	--	--	--

		<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例集を作成するとともに、それを活用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する○ 保険事故率の低減 償還事故率を1%以下とする			
--	--	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－1－（2）－ウ 農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な求償権の管理・回収の取組の促進								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
長期固定化求償権（8年以上固定化）残高（百万円）	中期目標期間中に長期固定化求償権残高を半減	483	351	262				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 代位弁済の実施に伴う求償権を有する農業信用基金協会に対し、 ・ 求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること ・ 農業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 (ア) 農業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービスナーなど外部専門家を活用した事例を含め求償権の回収事例を収集した上で、農業信用基金協会に助言・支援を行う。 (イ) 農業信用基金協会の長期固定化求償権について、	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることを目標とする ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 (ア) サービサー、弁護士など外部専門家を活用した事例を含め求償権の回収事例を収集した上で、農業信用基金協会に助言・支援を行う。 (イ) 農業信用基金協会の長期固定化求償権について、	<主な定量的指標> ○ 全国ベースで見た長期固定化求償権（8年以上固定化）残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標とする <その他の指標> ○ 回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する <評価の視点> 適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けて、基金協会に、効果的な回収を実施するよう、また適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう助言・支援等は行われているか	<主要な業務実績> ○ 回収率向上に資する効果的な回収事例を作成（2件）し、農業信用基金協会に提供（会員専用ホームページに掲載）した。 ○ 農業信用基金協会の長期固定化求償権について、適切なタイミングでの償却・管理停止が行えるよう、農業信用基金協会の人員・体制等を考慮した償却の基準、タイミングについて、参考となるガイドライン案を作成するため、令和5年度に作成した「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン案」の作成に意欲的に取り組んだ結果、主務省をはじめとする関係者との調整を速やかかつ適切に終え、早期に（令和7年3月）ガイドラインの策定を実現させるとともに、作成過程において農業信用基金協会とも検討を深めた結果、長期固定化求償権の減少に大きく貢献したことから、所期の目標を上回る成果があったと判断し、Aとする。 <課題と対応> 特になし。	評定：A 回収事例（2件）を作成し、農業信用基金協会に提供（会員専用ホームページに掲載）したことにより加え、農業信用基金協会の長期固定化求償権の債権額（全国ベース）の減少を加速化させるため、農業信用基金協会の6年度決算に間に合うよう「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン案」の作成に意欲的に取り組んだ結果、主務省をはじめとする関係者との調整を速やかかつ適切に終え、早期に（令和7年3月）ガイドラインの策定を実現させるとともに、作成過程において農業信用基金協会とも検討を深めた結果、長期固定化求償権の減少に大きく貢献したことから、所期の目標を上回る成果があったと判断し、Aとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 農業信用基金協会の長期固定化求償権について、適切なタイミングでの償却・管理停止を行えるようにするためのガイドライン案等を策定するという今年度の目標に対して、年度内（令和7年3月）に策定に至ったことは評価できる。 一方、自己評価ではAとされているが、実際に当該ガイドラインを適用して長期固定化求償権を減少させるのは、令和7年度以降になることを踏まえれば、「所期の目標を上回る」とまでは評価できない。 以上を踏まえ、所期の目標を達成しているとしてBとした		

<p>し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うことについて助言、支援等を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期にわたり回収実績のない求償権について、その実態を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、債権額（全国ベース）の減少を促進する 	<p>求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国ベースで見た長期固定化求償権（8年以上固定化）残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標に、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う 	<p>適切なタイミングでの償却・管理停止が行えるよう、農業信用基金協会の人員・体制等を考慮した償却の基準、タイミングについて、参考となるガイドライン案等を作成し、成案を得るべく農業信用基金協会の意見を聴取する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する 			<p>もの。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1-1-(2)-工 農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－その他事務処理の適正かつ迅速な実施							
2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議について、10営業日以内の処理率80%以上						
大口引受案件の事前協議	10営業日以内	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るために、農業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な	(2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (ア)保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、検討する。 (イ)保険引受業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間	(2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (ア)保険引受け、保険金支払等に係る農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、検討する。 (イ)保険引受業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 大口引受案件の事前協議について、10営業日以内の処理率を80%以上とする</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るために、事務処理の簡素化等その方法の点検等を実施しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和6年度における大口引受案件の事前協議について、全案件(94件)を10営業日以内に処理(処理率100%)したため、定量的指標(処理率80%以上)を達成した。</p> <p>ア 農業保証保険取扱要領に規定する様式のうち、農業信用基金協会からの提出書類について、不要な書類がないか、書類間で重複している項目はないか、などに着目し、提出書類の簡素化の可否を検討した結果、次期農業保証保険システムの構築に向けて、システム負荷及び事務処理負担の軽減を図るために、継続的に検討を進めることとした。</p> <p>イ 令和6年度の大口保険保証事前協議案件については、全案件を中期計画に定める標準的な処理期間内に処理した。</p> <p>保険通知の処理・保険料の請求、保険金支払審査、回収納付金の納付及び長期資金等貸付審査について</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>標準的な処理期間内の案件処理に取り組んだ結果、処理率が100%であり、定量的指標(処理率80%以上)の達成度合が120%以上となった。</p> <p>また、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否の検討についても、着実に実施した。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があつたため、Aとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評価 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、提出書類の簡素化の可否の検討について着実に実施した。</p> <p>こうした取組により、大口引受案件の事前協議について、10営業日以内の処理率が100%となり、目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p>	

<p>処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口引受案件の事前協議について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>農業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。</p>	<p>る。</p> <p>(イ)農業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従つて確実に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口引受案件の事前協議について、10営業日以内の処理率を80%以上とする <p>(※)農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。</p> <p>(参考)標準的な処理の期間・日程</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大口引受案件の事前協議：10営業日以内 ② 保険通知の処理・保険料徴求 <ul style="list-style-type: none"> ・農業信用基金協会(協会)からの保険料納付日：毎月25日(当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。) ・協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月5日 ・上記の期限までに必要書類をそろえ 	<p>内に確実に案件の処理を行う。</p> <p>あわせて、保険金支払審査、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿つて事務を処理する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口引受案件の事前協議について、10営業日以内の処理率を80%以上とする <p>(※)農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。</p> <p>(参考)標準的な処理の期間・日程</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大口引受案件の事前協議：10営業日以内 ② 保険通知の処理・保険料徴求 <ul style="list-style-type: none"> ・農業信用基金協会(協会)からの保険料納付日：毎月25日(当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。) ・協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月5日 ・上記の期限までに必要書類をそろえ 	<p>ては、中期計画で定める標準的な処理の日程に沿って事務処理を実施した。</p> <p>ウ 上記ア及びイの取組について、令和6年12月に開催した業務運営の検証委員会において、基金協会から提出される書類の簡素化の可否等、また、農業信用保険業務における各事務の処理状況について検証を行い、今後も、各事務について、標準的な処理の期間又は日程に沿つて処理していくこととした。</p> <p>また、当委員会の結果については、令和7年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkainou.html</p>	<p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
--	---	---	---	---

<p>て提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日:納付月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用基金からの差引計算通知書送付日:納付月18日 <p>③ 保険金支払審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会への保険金支払日:毎月5日、15日、25日 ・協会からの保険金請求書の提出期限:毎月5日支払については、前月の20日まで ・毎月15日支払については、前月の末日まで ・毎月25日支払については、当月の10日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日:毎月5日支払については、前月の28日 ・毎月15日支払については、当月の8日 ・毎月25日支払については、当月の18日 <p>④ 回収納付金の納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの回収納付金納付日:毎月25日 ・協会からの回収通知書の提出期限:当月納付の協会 当 	<p>て提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日:納付月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用基金からの差引計算通知書送付日:納付月18日 <p>③ 保険金支払審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会への保険金支払日:毎月5日、15日、25日 ・協会からの保険金請求書の提出期限:毎月5日支払については、前月の20日まで ・毎月15日支払については、前月の末日まで ・毎月25日支払については、当月の10日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日:毎月5日支払については、前月の28日 ・毎月15日支払については、当月の8日 ・毎月25日支払については、当月の18日 <p>④ 回収納付金の納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの回収納付金納付日:毎月25日 ・協会からの回収通知書の提出期限:当月納付の協会 当月10日まで 		
--	--	--	--

	<p>月 10 日まで 翌月納付の協会 納 付月の前月末日ま で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の期限までに 必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日：毎月 18 日 <p>⑤ 長期・短期資金貸付 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの借入申 込書の提出期限：貸 付予定日の 7 営業 日前まで 	<p>翌月納付の協会 納 付月の前月末日ま で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の期限までに 必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日：毎月 18 日 <p>⑤ 長期・短期資金貸付 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの借入申 込書の提出期限：貸 付予定日の 7 営業 日前まで <p>(ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検 証する。</p>			
--	---	--	--	--	--

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 (第1-2-(1) 参照) (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 (第1-2-(2) 参照)	予算額（千円）	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
	決算額（千円）	11,371,484	11,290,596			
	経常費用（千円）	6,775,882	6,243,196			
	経常収支（千円）	935,073	1,319,884			
	行政コスト（千円）	173,538	△897,206			
	従事人員数（人） ※期首の全体数	942,666	1,320,653			
		※102	※105			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		評定	A
			業務実績	自己評価		
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 (第1-2-(1) 参照) (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 (第1-2-(2) 参照)	第1-2-(1) 及び(2)を参照。	同左	同左	評定：A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、中項目「2林業信用保証業務」についてはA評価とする。	<評定に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。 $(1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 125.0\%$	※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題

					<p>及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価
項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
（1）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進	予算額（千円）					
ア 融資機関等に対する普及推進の取組（第1-2-(1)-ア 参照）	決算額（千円）					
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 （第1-2-(1)-イ 参照）	経常費用（千円）					
	経常収支（千円）					
	行政コスト（千円）					
	従事人員数（人） ※期首の全体数					

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア 融資機関等に対する普及推進の取組 (第1-2-(1)-ア 参照) イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 (第1-2-(1)-イ 参照)	第1-2-(1)-ア及びイを参照。	同左	同左	評定：B 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはB評価とする。	評定 <評定に至った理由> 2つの小々項目のうち、1項目A、1項目でBとなった。このうち重要度が高い業務とされた1項目((ア)融資機関等に対する普及推進の取組)でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはB評価とする。	B

					<p>重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
第1－2－（1）－ア		林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－融資機関等に対する普及推進の取組													
2. 主要な経年データ															
主要なアウトプット（アウトカム）情報															
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報							
素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額	前中期目標期間最終年度比5%以上増加	63億28百万円	57億82百万円 87.0%	57億15百万円 86.0%											
保証引受額	－	－	135億53百万円	137億65百万円											
保証引受額平均	中期目標期間における保証引受額平均200億円以上	－	135億53百万円	136億59百万円											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進め る。 また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 (ア)外部の知見も活用して地域ごとの林	2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア 融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 (ア)制度普及の対象を明確化するため、外	2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア 融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 (ア)制度普及の対象を明確化するため、外	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で5%以上増加 <その他の指標> ○ 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 <評価の視点> 信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 (ア)制度普及の対象を明確化するため、外	<主要な業務実績> ○ 制度普及の対象を明確化するとともに、制度普及の効果的・効率的な手法を見出すため、以下の取組を実施した。 (1) 3か年で全国を一巡させる資金ニーズ調査の2年目として、森林資源供給地域である中国地方、四国地方及び九州地方の林業者等を対象に調査を実施した。 実施に当たっては、信用基金の限られた人材リソースを融資機関への制度普及等他の取組に有効活用するとともに、効果的な調査を実施する観点から林業・木材産業や調査分析に知見を有する外部の者に委託した。 調査のうち、アンケート調査については、昨年度の実施結果を踏まえ、資金使途区分をより詳細にする等の見直しを行うとともに、対象者数を昨年度から増やして実施し、約100者増の618者（回答率約22%）から	<自己評価> 評定：B 令和6年度の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は57億15百万円であり、定量的な指標値（66億45百万円）に対する達成率は86.0%となった。 資金ニーズ調査や利用者アンケートについては、より効果的なものとなるよう前年度の取組を活かして見直しを行った上で取り組み、今後の制度普及に向けたヒントを得ることができた。 また、融資機関等に対する普及については、上期・下期それぞれの取組について融資機関の意見等を聞き取った上で内容の見直し等の検討を行うなど、部門で意見を出しあって積極的に取り組	評価 B <評定に至った理由> 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は57億15百万円であり、目標の達成度合は86.0%となっているが、融資機関との勉強会を38回と増やし、普及推進した。 なお、本業務は、前中期目標期間においては、事業経営の大規模化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和2年度以降の新型コロナウイ		

<p>ニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。</p> <p>ア 融資機関等に対する普及推進の取組</p> <p>信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で5%以上増加 ○ 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 <p>【重要度：高】</p> <p>人工林資源が本格的な利用期を迎えており、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくためには、国産材供給量の拡大とともに、確実な再造林による森林の保続が重要であり、そのための林業信用保証による資金調達のニーズの把握に係る保</p>	<p>業者等の資金ニーズの把握等を行い、融資機関、関係団体、地方公共団体等との十分な連携の下、対象を明確化して重点的な制度普及に取り組む。</p> <p>(イ) ホームページ、パンフレット等について、外部の知見も活用し、林業者等、融資機関、地方公共団体等各ステークホルダーの目線に立って見直しを進める。</p> <p>(ウ) 利用者目線に立って保証引受業務に要する手続の効率化・スリム化に取り組む。</p> <p>これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度、業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和9年度）にあるべき姿の実現を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で5%以上増加 ○ 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る保 	<p>部の知見も活用し、中国地方、四国地方及び九州地方の林業者等の潜在的な資金ニーズを広く把握する調査を行う。また、令和5年度の調査結果を踏まえ、融資機関、関係団体及び地方公共団体等と連携しつつ、制度普及を行う。さらに、令和5年度の保証利用者を対象とするアンケートの結果を踏まえ、効果的・効率的な手法による普及を行う。</p> <p>(イ) 見直し後のホームページの本格運用を開始しつつ、見直しによる効果をアクセス解析等により把握し、必要に応じてコンテンツの充実等に取り組む。</p> <p>また、パンフレットについては、制度普及に活用しながら必要に応じて改定を行う。</p> <p>(ウ) 利用者目線に立て、保証引受業務等に要する押印廃止に取り組む。</p> <p>これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、運営委員会に報告する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保 	<p>まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する取組は行われているか</p> <p>回答を得た。</p> <p>この結果、調査対象地域を変えても林業信用保証を知らない者が依然として多く存在することが明らかとなったことから、これらの者に対し、ダイレクトメールの送付による制度普及や寄せられた意見へのフォローアップ等を行うとともに、資金ニーズのある事業者が多く利用している融資機関3先に対し、意見交換や勉強会等の案内を追加的に行つた。</p> <p>また、アンケート調査を補完し、今後の制度普及に反映することを目的として、林業生産額に比して林業信用保証の利用が低位な大分県において、林業者等、融資機関及び地元自治体との情報交換会を2箇所で実施した。</p> <p>この結果、同県の特性として、中核となる林業者等については恒常に発生する運転資金については自己資金の範囲内で対応しており運転資金のニーズが発生しづらい地域があること、林業者等であっても地域の商工会とのつながりが強いこと等が把握できことから、これらを今後の制度普及に当たって活かすこととした。</p> <p>(2) 林業信用保証を利用している者を対象とするアンケート調査については、内容を一部見直した上で、前年度に引き続き実施したところ、285件の回答を得た。この結果、保証の利用終了後には出資金の払戻しできることを知らない者が回答者の約4割存在すること等が明らかとなったことから、林業者等を対象とする説明会やパンフレットへの記載等を通じて、出資金に関する情報発信にも積極的に取り組むこととした。</p> <p>また、利用者アンケートにおいて寄せられた意見について、必要に応じて信用基金における対応方針等をお知らせするためのフォローアップ等を行うとともに、手続きの見直し</p>	<p>んだ。</p> <p>これにより、融資機関との勉強会は、昨年度の3先から38先と大幅な増加となり、普及推進に大きく寄与した。さらに、金融関係雑誌への積極的な対応による記事掲載などは、林業信用保証の認知度向上にもつながった。</p> <p>ホームページの刷新やパンフレットの活用等については、ホームページの閲覧を促すためのコンテンツの充実やメールマガジンの配信、パンフレットの活用に着実に取り組んだ結果、金融機関ホームページに掲載された信用基金ホームページへのリンクより情報を知り、新規引受につながった事案もあり、大きな効果がみられた。</p> <p>さらに、計画がない取組として、委嘱費の更なる利用拡大、都道府県との連携強化、林業関係団体の研修会への出講等に取り組むことにより、森林組合からの紹介を受けた事業者が保証利用の希望を融資機関に持ち込んだ案件があるなど効果がみられた。また、全国商工会連合会との意見交換により、都道府県の商工会へ制度を案内してもらう方向で協議を行うなど、困難度が高い業務であるにも関わらず信用基金の創意工夫により所期の目標を大きく上回る成果があった。</p> <p>本項目については、定量的指標の達成度合は80%以上100%未満となったものの困難度が設定されていることに加え、信用基金の創意工夫により計画外も含めて数多くの取組を行い大きな成果</p>	<p>ルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため困難度が高い。</p> <p>これらのことから、目標の達成度合を下回っているものの、本事項は困難度が高い項目であることを勘案して、「B」評価が妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	---	--	---	---	---

<p>円滑化は重要であるため。</p> <p>林業信用保証制度の利用促進のため、引き続き、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、融資機関や林業関係団体等への効率的で効果的な手法による普及を推進することとし、林業者等が資金調達を図る際、信用基金が保証機関の選択肢となるよう特に融資機関への制度普及に重点的に取り組む必要があるため。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>前中期目標期間においては、事業経営の大型化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和2年度以降の新型コロナウィルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>	<p>る取組状況</p>	<p>証引受額を前中期目標期間最終年度比で5%以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 	<p>等にも反映した。</p> <p>(3) 前年度に行った融資機関への個別ヒアリング等により、保証引受は主に融資機関の意向によって左右されることが明らかとなったことから、令和6年度は特に融資機関を意識した制度普及に力を入れて取り組むこととした。</p> <p>上期は、保証残高のある融資機関の本店 131 先を対象に、下期は過去に利用実績があるもののここ数年新規引受がない融資機関の支店等 162 先を対象に、他業務を抱えつつも職員が手分けをして電話等による勉強会の案内を行つたところ、38 先との勉強会が実現した。勉強会においては、信用基金からの説明として林業信用保証の概要や必要書類の案内等を行う一方、融資機関との意見交換を積極的に行つたことによって、融資機関が必要としている情報や不明点等を把握することができた。さらに、実施後に融資機関に個別の聞き取りを行い、勉強会の内容等に対する意見を把握したことにより、より効果的な取組につなげるよう努めた。</p> <p>なお、勉強会が実現しなかった先についても、電話等の際に制度概要を説明したことによって、林業信用保証に関する関心を示した先や内容への理解を得られた先が複数あったことから、今後の普及にもつながる取組となつた。</p> <p>(4) 計画がない取組として、新たに、金融関係の2つの新聞社に対し、融資機関との勉強会開催日程や制度見直しの内容等についてこまめに情報提供を行つた。この結果、このうち2件の勉強会で取材を受け記事化された。また、信組系統金融の新聞にも記事が掲載された。さらに、金融関係雑誌への寄稿を3回行つた。</p> <p>これらの取組により、融資機関に</p>	<p>が得られたことから、総合してBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>定量的指標の達成状況を踏まえ、上記の対応を行つた。</p>
---	--------------	---	--	---

				<p>おける林業信用保証の認知度向上につながった。</p> <p>(5) このほか、全国信用金庫協会等の融資機関中央団体にも勉強会開催についての働きかけを行うとともに、今後の業務効率化に向けた意見交換等を実施すること等を通じて、融資機関中央団体との連携強化を図ることにより、林業信用保証の融資機関への制度普及につなげた。</p> <p>○ ホームページの刷新やパンフレットの活用等について、以下の取組を実施した。</p> <p>(1) ホームページについては、見直した制度内容について掲載するなどコンテンツの充実に取り組むとともに、新たに融資機関や林業関係団体等に対し毎月1回のメールマガジンを発行し、ホームページ掲載情報の発信等を行った。</p> <p>また、融資機関に対し信用基金ホームページへのリンク設定（被リンク）を働きかけ、2件の融資機関が被リンク設定をしていることを確認した。</p> <p>さらに、アクセス解析では信用基金内部と外部のアクセスを区分して把握することは困難であり、サイト見直しの効果を適確に把握できないことが明らかとなったことから、当信用基金のホームページが検索エンジンで上位に表示されるよう、使用する文言を工夫することをもって対応した。これらにより、情報提供ツールとしてのホームページの活用に取り組んだ。</p> <p>(2) パンフレットについては、制度の見直し等に伴う内容の更新を随時行うとともに、配布先に応じた内容に一部変更した上で、都道府県や林業関係団体等の会議や研修会等において活用した。また、新たな配布先の開拓として、これまで配布を行って</p>	
--	--	--	--	--	--

いない他の独立行政法人の研修会における配布や、農業部門との連携による都道府県農業信用基金協会の会議等における配布等により、信用基金が直接提供したものだけで約4,000部となった。

また、融資機関や林業者等から問合せの多い制度資金について、林業信用保証の利用につながるものであることから、当該資金の普及に向けて新たにパンフレットを作成するとともに、信用基金のホームページに掲載し、制度資金に関する林業者等からの問合せにも対応した。

これらにより、パンフレットの活用による林業信用保証の普及により一層取り組んだ。

(3) このほか、信用基金の創意工夫によって当初の計画にない以下の取組を追加的に数多く実施し、今後の制度普及につなげた。

① 令和6年6月に都道府県林業信用保証担当者を集めた会議を開催し、林業信用保証の現状と課題を共有するとともに、制度普及の取組について周知及び協力要請等を行った。加えて、参加した都道府県担当者との意見交換も実施し、都道府県との連携を強化した。これを契機に、都道府県等が発行する機関誌への広告や原稿の掲載依頼が増加した。

② 都道府県レベルでの林業信用保証の普及活動を支援するため、都道府県委嘱費の積極的な活用について、都道府県林業信用保証担当者会議やメール等で呼びかけたことにより、委嘱費の利用都道府県数は、前年度の29都道府県から令和6年度は33都道府県と、さらに拡大した。

③ 都道府県やその林業関係団体等に対し、研修会等への出講や広告出稿等に信用基金が協力する旨を周知したところ、7件の出講、13

				<p>誌への広告掲載につながった。また、国や林業関係中央団体の機関誌への広告等の掲載を延べ 20 回実施した。</p> <p>④ 資金ニーズ調査の結果を受け、全国商工会連合会を訪問し、制度の説明を行うとともに、都道府県商工会連合会への制度普及について意見交換を行った。</p> <p>⑤ 制度の見直しやパンフレットの更新等の際に、林政記者クラブへのプレスリリースを行い、メディアを通じた普及に取り組んだ。</p> <p>○ 利用者目線に立って、保証審査に関する書類への押印の省略等様式の見直しを行った。この取組により、融資機関や林業者の負担軽減が図られた。</p> <p>さらに、保証審査後に融資機関に提出を求める書類を見直し、令和 7 年度から削減することとした。</p> <p>上記の取組について、令和 6 年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行い、今後は、効果があると思われる従来の取組を継続しつつ、新たな取組も模索しながら制度普及に取り組むこととなった。</p> <p>また、この検証結果については、令和 7 年 2 月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/uneiiinkai-rin.html</p>	
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－（1）－イ 林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進めること。 また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。 イ 社会経済情勢に応じた林業者等の資金調達円滑化の支援	2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 イ 社会経済情勢に応じた林業者等の資金調達円滑化の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	2 林業信用保証業務 (1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 イ 社会経済情勢に応じた林業者等の資金調達円滑化の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけを推進しつつ、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけを推進しつつ、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	<主要な業務実績> ○ 林業者等の資金調達の円滑化の支援として、以下の取組を実施した。 (1) 前年度に引き続き、新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰等により影響を受けた林業者等を支援するため、林業・木材産業災害復旧対策保証の保証申込期間の延長を2度にわたり行った。また、これまで本保証は「林野庁長官の指定する災害」に指定された災害のみ利用可能であったことから、発災直後からの利用を可能とするため、「災害救助法が適用された災害」も対象とする見直しを行った。 (2) 林業・木材産業複合経営化支援保証について、これまで4事業（造林・育林・素材生産、木材・木製品製造、木材卸売等）であって、林業（造林・育林・素材生産）と木材産業（木材・木製品製造、木材卸売等）との組合せに限定していたことについて、林業信用保証の対象となる8事業（4事業に加え、薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産、木材製品利用等）全てに拡大するとともに、どのような組合せであっても本保証の対象とすることとした。	<自己評価> 評定：A 災害復旧対策保証について、対象災害の拡大により、従来よりも迅速かつ前広に保証引受ができるようになったことに加え、被災県への個別の働きかけ等により、令和6年能登半島地震や梅雨前線豪雨災害からの復旧のための保証引受や問合せにつながったこと、また、新規創業や複合経営等について融資機関を通じて事業者が事業計画を作るための助言等を実施したことなど、信用基金の創意工夫により目標を大きく上回る成果があったと認められる。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Aとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、これまで林業・木材産業災害復旧対策保証は、「林野庁長官の指定する災害」に指定された災害のみ利用可能であったが、発災直後からの利用を可能とするため、「災害救助法が適用された災害」も対象とする見直しを行い、従来よりも迅速かつ前広に保証引受を行えるようにしたこととは、林業者等の実情を踏まえた法人の創意工夫による取組であり、所期の目標を上回る成果といえるため「A」評価が妥当である。 今後も、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人		

<p>の支援</p> <p>近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。</p>			<p>(3) 令和6年能登半島地震による被害を受けた石川県に対し、「令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害」による被害状況等について聞き取りを行うとともに、林業信用保証の活用について案内した。また、「令和7年岩手県大船渡市における大規模火災」及び「令和7年3月23日に発生した林野火災」において適用地域である岩手県及び愛媛県の担当者に状況について聞き取りを行うとともに、当該県下の関係機関にメールマガジン臨時号を発信し、復旧の際の林業信用保証の活用について案内した。</p> <p>(4) 勉強会や事前相談等を通じて、信用基金の審査の着眼点を共有化するとともに、前広な相談を促した。</p> <p>特に新規創業や複合経営化等に関する融資機関からの相談に対応し、融資機関を通じて事業者が事業計画を作成するための助言等を17先に対して行った。</p>		<p>独自の取組の継続が期待される。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1-2-(2)		林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営					
2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
林業信用保証業務			令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営							
ア 適切な保証料率の設定	(第1-2-(2)-ア 参照)	予算額（千円）					
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施	(第1-2-(2)-イ 参照)	決算額（千円）					
ウ 求償権の回収の取組の実施	(第1-2-(2)-ウ 参照)	経常費用（千円）					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-2-(2)-エ 参照)	経常収支（千円）					
		行政コスト（千円）					
		従事人員数（人）					
		※期首の全体数					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1-2-(1)-ア～エを参照。	同左	同左	評定：A 2項目についてA、2項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはA評価とする。	評定 A	<評定に至った理由> 4つの小項目のうち、2項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高いとされた1項目((ア)適切な保証料率の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはA評価とする。	
2 林業信用保証業務						(2項目×3点+2項目×2点+1項目×3点+1項目×2点)/(4項目×2点+2項目×2点)=125.0%	
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保							
ア 適切な保証料率の設定	(第1-2-(2)-ア 参照)						
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施	(第1-2-(2)-イ 参照)						
ウ 求償権の回収の取組の実施	(第1-2-(2)-ウ 参照)						
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-2-(2)-エ 参照)						

--	--	--	--	--	--

倍としている。
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
特になし。

<その他事項>
特になし。

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
第1－2－（2）－ア	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－適切な保証料率の設定															
2. 主要な経年データ																
主要なアウトプット（アウトカム）情報																
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報								
主な資金の保証料率																
一般資金	－	年 0.20～1.80% (8段階)	年 0.20～1.80% (8段階)	年 0.20～1.80% (8段階)												
制度資金（木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金等）	－	年 0.15～1.35% (8段階)	年 0.15～1.35% (8段階)	年 0.15～1.35% (8段階)												
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価											
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア 適切な保証料率の設定 適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の中の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア 適切な保証料率の設定 適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の中の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定するための取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 適切な保証料率を設定するため、以下の取組を実施した。 (1) 保証料率水準の点検・見直し ① 信用基金内の情報共有ツール（Microsoft Teams 等）や定例会を活用して、毎月の業務収支の状況や代位弁済の発生状況について共有した。 ② 令和6年12月に開催した料率算定委員会において、保証料率水準及び業務収支について点検した結果、 i 直近の業務収支は、バランスが取れる状況で安定しており、現時点で大きな問題はないこと ii 令和4年度をもって特例保証料率の適用は是正されたものの、理論値の算出に用いた過年度の実績には、これら特例保証料率を適用した案件が含まれており、直ちに保証料率を見直すことができないと考えられることから、令和7年度の保証料率は、現在の保証料率を据え置くこととなった。 この点検結果については、令和7年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。	<自己評価> 評定：B 業務収支の状況等について毎月状況の取りまとめ、共有を行うとともに、保証料率水準の点検を適切に実施した。また、特例保証料率の適正化は実現済である。 以上のとおり実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。										

<p>する。その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。</p> <p>【重要度：高】 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、その水準について不斷の検証を行うことが重要であるため。</p>	<p>する。</p> <p>(ア) 収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会で保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。</p> <p>(イ) 特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。</p>	<p>する。</p> <p>(ア) 収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会で保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。</p> <p>(イ) 特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。</p>		<p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkairin.html</p> <p>(2) 特例保証料率の適正化</p> <p>特例保証料率を適用した既往契約を含め、保証料率の適用状況について毎月の実績を取りまとめ、信用基金内の情報共有ツールや定例会を活用して情報を共有した。なお、令和6年度においては、新規案件及び継続案件ともに、特例保証料率を適用したものは0件となった。</p>	
---	--	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－（2）－イ 林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－代位弁済率の低減に向けた取組の実施								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額 ① (百万円)		—	479	236				
期末保証残高 ② (百万円)		—	22,142	20,515				
代位弁済率 (①÷②)	年度評価：代位 弁済率2%以下	—	2.16%	1.15%				
平均代位弁済率	中期目標期間中の平均代位弁済率が前中期目標期間の実績を下回る	1.11%	2.16%	1.66%	%	%	%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		評価	A
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、部分保証の推進等に	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施 代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施 代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取	<主な定量的指標> ○ 代位弁済率の低減 年度評価：代位弁済率を2%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る <その他の指標> ○ 代位弁済に至った事案の検証状況 <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担	<主要な業務実績> ○ 代位弁済率を低減するため、以下の取組を実施した。 (1) 融資機関の適確な審査を促すとともに、信用基金としての効率的・効果的な審査の実現のため、以下の取組を実施した。 ① 令和6年度の保証引受については、制度上100%保証としている案件、融資機関等との協調支援の枠組みで対応している案件を除き、80%保証を適用した。 ② 融資機関との勉強会において、保証審査のポイントや申込書類の記入ポイントを説明した。 ③ 令和6年8月より、事前相談制度の枠組みを変更し、必要最小限の情報により応諾の可否に係る感度を回答できるようにするとともに、メールでの受付も可能とするなど枠組みを大きく見直し、融資機関が相談しやすい環境を整えた(変更後から令和7年3月末までの8か月で相談件数が39件(令和5年度実績0件))ことは、融資機関と審査目線を共有し、適確な審査等を通じて代位弁済の低減に大きく寄与するものであり、目標を大きく上回る成果が得られたものと評価。加えて、今後の代	<自己評価> 評定：A 令和6年度の代位弁済率は1.15%であり、指標値(2%以下)を0.85ポイント下回った。 原則80%保証を適用し、融資機関との適切なリスク分担を実現した。また、事前相談制度の枠組みを大きく見直し、融資機関が相談しやすい環境を整えた(変更後から令和7年3月末までの8か月で相談件数が39件(令和5年度実績0件))ことは、融資機関と審査目線を共有し、適確な審査等を通じて代位弁済の低減に大きく寄与するものであり、目標を大きく上回る成果が得られたものと評価。加えて、今後の代	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、融資機関との事前相談制度について、必要最小限の情報により保証応諾の可否に係る感度を回答できるようになるとともに、メールでの受付も可能とするなど枠組みを大きく見直し、融資機関が相談しやすい環境を整えたことは、融資機関と審査目線を共有し、適確な審査等を通じて代位弁済の低減に大きく寄与するものであり、目標を大きく上回る成果が得られたものと評価。加えて、今後の代		

<p>による融資機関との適切なリスク分担を確保する。また、期中管理を適切に実施することとし、その際、林業者等が事業継続できるよう、融資機関と連携し、条件変更等に柔軟に対応する。</p>	<p>組を行う。 (ア) 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。</p>	<p>組を行う。 (ア) 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。</p>	<p>期中管理の適切な実施、代位弁済に至った事案の検証等の取組は行われているか</p>	<p>可能とした。さらに、制度枠組みの変更について融資機関との勉強会や各種説明会の場で積極的にPRを行ったことにより、事前相談制度の大幅な利用増につながった。</p>	<p>位弁済率の低減に貢献する大きな成果と認められる。</p>	<p>後の代位弁済の低減に大きく寄与するものであるといえる。</p>
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代位弁済に至った事案の検証状況 ○ 代位弁済率の低減年度評価： 代位弁済率を2%以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る 	<p>(イ) 林業者等が社会経済情勢の変化の中にも事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。</p>	<p>(イ) 林業者等が社会経済情勢の変化の中にも事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。</p>	<p>(ウ) 代位弁済に至った事案の検証を行ふとともに、これを通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。</p>	<p>(ウ) 代位弁済に至った事案の事後検討会を開催し、事故発生の要因分析等を行うことにより、今後の保証引受け及び期中管理に反映するとともに、この検証作業を通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。</p>	<p>(2) 令和6年度の条件変更案件は、初回条件変更10件、初回条件変更以外189件、合計199件（いずれも令和7年3月末時点）となった。必要に応じて、案件ごとに担当者を決め、融資機関と連携して事業者の状況等の把握に努め、特に慎重な対応が必要な案件については、管理職が中心となってバンクミーティング等に積極的に対応して意見を述べるなどして方針を決定した。その中で、条件変更等に柔軟に対応した。</p> <p>これにより、社会経済情勢の変化の中にも事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。</p>	<p>以上のとおり、困難度が設定されている項目で所期の目標を大きく上回る成果があつたこと、定量的指標の達成度合が100%以上となり、困難度が設定されていることから、Aとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
<p>【重要度：高】</p> <p>林業者等が長期的かつ安定的に経営を継続していくためには、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担、期中管理の適切な実施等による代位弁済率の低減は重要であるため。</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代位弁済に至った事案の検証状況 ○ 代位弁済率の低減年度評価： 代位弁済率を2%以下とする 	<p>見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る</p>	<p>(ウ) 代位弁済に至った事案の事後検討会を開催し、事故発生の要因分析等を行うことにより、今後の保証引受け及び期中管理に反映するとともに、この検証作業を通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。</p>	<p>(3) 事後検討会を2回開催し、第1回（8月）では、新規創業者として保証引受けを行った企業グループに対し、新型コロナウイルスを要因とする増額の保証引受けを行った後、突然破綻し代位弁済となつた事案を対象とした。第2回（12月）では、借入金過大等により経営状況が厳しい中で、新型コロナウイルスの影響から、中小企業活性化協議会を活用して経営再建に取り組んでいる最中に、前代表者の死亡に伴い経営を引き継いだ後継者が、突然事業継続を断念し代位弁済となつた事案を対象とした。</p>	<p>事後検討会の結果、グループ企業の定義を明確化するなどの「保証審査マニュアル」の改正を行つたほか、保証審査において留意すべきとした点を取りまとめ、今後も事例を蓄積しながら、業務に活かすこととした。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
<p>【困難度：高】</p> <p>代位弁済率の低減を着実に図っていくためには、よりきめ細やかな期中管理を、従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、</p>	<p>これらについては、それぞれ実績を取りまとめた上で、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>					

<p>林業者等の経営を取り巻く厳しさが増しているため。</p> <p>＜想定される外部要因＞</p> <p>経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代位弁済に至った事案の検証状況 ○ 代位弁済率の低減 代位弁済率を 2 % 以下とする 	<p>さらに、代位弁済審査で得た情報については、引き続き、そのデータベースの充実に取り組むとともに、部門全体での共有を行った。</p> <p>これらの取組を通じて、保証引受け及び期中管理能力の向上を図った。</p> <p>この検証結果については、令和7年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai_rin.html</p>	
--	--	---	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－（2）－ウ 林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－求償権の回収の取組の実施								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
(2)林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ 求償権の回収の取組の実施 求償権を着実に回収するため、求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービスへの委託等効果的かつ効率的な手法により求償権の着実な回収に取り組む。	(2)林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ 求償権の回収の取組の実施 求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービスへの委託による回収も採り入れ、効果的かつ効率的な手法により求償権の着実な回収に取り組む。	(2)林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ 求償権の回収の取組の実施 求償権の回収については、融資機関への委託を基本としつつ、サービスへの委託等を計画的にを行い、回収業務に当たる。 これについては、取組結果を取りまとめ、業務運営の検証委員会で検証し、令和7年度以降の回収方策に反映する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービスへの委託等効果的かつ効率的な手法による求償権の着実な回収の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 求償権を着実に回収するため、以下の取組を実施した。 (1)令和6年4月中旬に令和6年度の回収方策を決定するとともに、毎月の進捗状況の確認と回収方策の点検を行い、グループミーティングの場で共有した。 (2)サービスとの打合せを令和6年5月、10月及び令和7年2月に行った。また、サービスへの求償権の委託を令和6年6月及び10月に計画的に実施した。 (3)弁済が滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先に対し、催告書を送付するとともに、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 これらの取組を取りまとめ、令和6年12月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行い、今後も求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービスへの委託による回収も採り入れ、その効果を把握・検証しながら	<自己評価> 評定：B サービス等関係者との打合せを通じ、回収に関する方策の決定、進捗確認及び方針の点検を計画的に行い、求償権回収の取組を着実に実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

ら、より効果的かつ効率的な手法により着実な回収に取り組むこととした。

なお、この検証結果については、令和7年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。

その内容は信用基金ホームページで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1－2－（2）－工 林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－その他事務処理の適正かつ迅速な実施							
2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間	標準処理期間内の処理率 80%以上						
① 保証引受け	10 営業日	100%	100%				
② 出資持分の払戻し	18 営業日	100%	97%				
③ 代位弁済	50 営業日	100%	100%				
④ 貸付審査	3 営業日	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、林業信用保証業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。 (ア)保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。 (ア)保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の	<主な定量的指標> ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする (参考) 標準的な処理の期間 ① 保証引受け：10 営業日 ② 出資持分の払戻し：18 営業日 ③ 代位弁済：50 営業日 ④ 貸付審査：3 営業日 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化を図る取組は行われ	<主要な業務実績> ○ 保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務について、処理に迷う案件等について事前に対応方針の相談を行うとともに、毎月3回の支払日等について共有し、起案後は必要に応じて声掛けを行うなど処理期間の短縮に努めたことにより、確認に時間を要した1件を除き、標準的な処理の期間内に処理し、各事務とも全ての案件で確実に処理を行った。 <指標達成状況> ・保証引受け（10 営業日）：100%（541件） ・出資持分の払戻し（18 営業日）：97%（36件） ・代位弁済（50 営業日）：100%（15件） ・貸付審査（3 営業日）：100%（37件） ○ 業務の効率化と質的向上を図るため、以下のとおり規程等の変更やマ	<自己評価> 評定：A 保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務について、標準的な処理の期間内の処理率が、3指標で100%、1指標で97%となり、すべての指標で定量的指標（処理率80%以上）に対する達成度合が120%以上となつた。 日頃の業務に取り組みながら、各事務における気付きや課題の蓄積に努め、これらの対応方針の検討を行った上で、適正かつ迅速な事務処理のためにマニュアル等の整備に取り組むとともに、利用者の利便性向上の観点からも、電磁的記録による申請を可能とした。また、将来の林業システムの更改に向け、現在の課題等を洗い出	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正かつ迅速な実施に資する取組として、出資者の利便性向上に資するため、相続届以外の全ての手続について電磁的記録による申請を可能とする等の変更や保証審査の裏議の全面的な電子化による事務負担の軽減等を図つた。 こうした取組により、3指標で100%、1指標で97%となり、すべての指標で	

<p>等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間を定め、それに従つて実施する。</p> <p>【指標】 保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする</p> <p><目標水準の考え方> 融資機関等からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。</p>	<p>適正性を確保しつつ、以下のとおり標準的な処理の期間を設定し、その期間内に確実に案件の処理を行う。</p> <p>(イ) 業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な処理の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・保証引受け：10営業日 ・出資持分の払戻し：18営業日 ・代位弁済：50営業日 ・貸付審査：3営業日 ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする <p>(※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。</p> <p>(参考) 標準的な処理の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保証引受け：10営業日 ② 出資持分の払戻し：18営業日 ③ 代位弁済：50営業日 ④ 貸付審査：3営業日 	<p>ているか</p>	<p>ニュアル等の見直しを実施した。</p> <p>(1) 「林業信用保証業務に係る出資に関する規程」について、相続届以外の全ての手続について電磁的記録による申請を可能とする等の変更を行うとともに、出資金の払戻手続開始の連絡は、可能なものはメールで対応することとしたこと等により、出資に関する事務の効率化が更に図られ、出資者の利便性の向上にも寄与した。</p> <p>(2) 「求償権等の管理マニュアル」について、サービスへ回収を委託した案件に係る問合せへの対応等についての手順の見直し等を行なうことにより、サービスに回収を委託した案件に関する事務の適正化につながった。</p> <p>(3) 保証審査の稟議を全面的に電子化したことにより、紙と電子の二重の手続が解消され、事務負担が軽減された。</p> <p>(4) 令和6年度上半期における各事務の見直しについて、融資機関等における事務手続の参考資料である「林業信用保証業務に関する事務手引き」に反映し、融資機関等に共有したことにより、信用基金及び融資機関双方の事務の円滑化につながった。</p> <p>(5) 融資機関に対し、「債権の保全に必要な注意義務等に関する対応について」及び「保証付貸付金償還状況報告書の提出のお願いについて」を通知したことにより、予見通知の適切な提出を促すとともに、保証付貸付金償還状況報告書についてメールで提出を受けることにより、償還状況入力業務の省力化が図られた。</p> <p>(6) 金融行政や融資状況の動向を踏</p>	<p>し、必要な機能等について関係者が積極的に検討したことは大きな成果であった。</p> <p>さらに、これらについて、業務運営の検証委員会において検証し、次年度に向けた方針を明らかにした。</p> <p>以上のとおり、業績向上努力により所期の目標を大きく上回る成果があつたため、Aとする。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>定量的指標（処理率80%以上）に対する達成度合が120%以上となつたことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能なかつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	-------------	--	---	--

				<p>まえ、経営者保証を不要とする制度の見直しを行ったことに合わせ、「債務保証審査マニュアル」について、当該見直しを中心に変更を行い、事務の円滑化につながった。</p> <p>(7) 林業システムの抜本的な更改に向けて、林業部門を含む関係者が一体となって、システム内の情報やデータ抽出等を一元的に管理する機能など、業務全般の効率化を図る機能について整理・検討したことにより、今後の林業信用保証業務の事務の簡素化等につながることが期待できる。</p> <p>上記の取組について、令和6年12月に開催した業務運営の検証委員会において、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務の処理状況やマニュアル等の整備状況について検証を行い、今後も、各事務について標準的な処理の期間内に確実に処理を行うこと、業務における気付きや課題を整理しマニュアル等の整備を行うこととなった。</p> <p>なお、この検証結果については、令和7年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html</p>	
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1－3 漁業信用保険業務							
2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業信用保険業務			令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け	(第1－3－（1）参照)	予算額（千円）	12,414,252	14,576,554			
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	(第1－3－（2）参照)	決算額（千円）	8,403,145	11,043,383			
		経常費用（千円）	1,137,547	1,570,847			
		経常収支（千円）	643,173	204,624			
		行政コスト（千円）	1,150,027	1,571,360			
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	評定	A	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1－3－（1）及び（2）を参照。	同左	同左	評定：A 2項目についてAとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評定	A <評定に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目ともにAとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。 $(2 \text{項目} \times 3 \text{点} + 1 \text{項目} \times 3 \text{点}) / (2 \text{項目} \times 2 \text{点} + 1 \text{項目} \times 2 \text{点}) = 150.0\%$	
3 漁業信用保険業務						※算定にあたっては、評定毎の点数をS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。	
(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け	(第1－3－（1）参照)						
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	(第1－3－（2）参照)						

					<p><指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1－3－（1） 漁業信用保険業務－社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け							
2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
保険引受け残高	2,000 億円確保	2,047 億円	2,041 億円				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 保険引受け残高 2,000 億円の確保</p> <p><その他の指標></p> <p>○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況</p> <p><評価の視点></p> <p>漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。</p> <p>あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保険の引受けを進める。</p> <p>また、引き続き、漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和6年度の保険引受け残高は 2,041 億円であり、定量的指標を達成した。</p> <p>【ア】</p> <p>○ 令和5年度に選定した「重点的に引受けを推進していく対象等」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産庁等の関係機関からの聴取やJFマリンバンク水産業連絡会議への参加等により、漁業経営改善制度・浜プラン・海業等の水産施策の動向や水産関連技術等に係る情報を収集し、資金ニーズの把握に努めた。 ・ 保証保険制度の仕組みや最近の引受け状況等を踏まえ、信用基金における対応方針を「重点的に引受けを推進する対象について、信用基金が果たすべき役割と対応方針」として整理した。 <p>また、漁業信用基金協会の保証推進等の取組強化を目的に毎年交付している漁業信用保証保険事業助成金について、漁業経営改善制度利用者向け保証推進の取組等への支援を強化する等、関係団体との連携を密に引受けに取り組んだ結果、令和6年度の保険引受け実績は 579 億円（対前年度 104%）となり、前年度に比べ増加した。</p> <p>なお、本業務は、前中期目標期間においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>困難度「高」の定量的指標（保険引受け残高2,000億円の確保）を達成した。</p> <p>漁業者団体や水産庁等からの情報収集や「信用基金が果たすべき役割と対応方針」の作成と関係団体と連携した取組、保証保険制度の漁業者等への周知と利用促進等を実施した。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を上回る成果があったため、Aとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険引受け残高の目標達成（2,000億円確保）に向けて、漁業者団体や水産庁等からの情報収集を行い、重点的に引受けを推進する対象について「信用基金が果たすべき役割と対応方針」に整理し、関係団体との連携を密に引受けに取り組んだ結果、令和6年度の保険引受け実績は 579 億円（対前年度 104%）となり、前年度に比べ増加した。</p> <p>なお、本業務は、前中期目標期間においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響</p>	
3 漁業信用保険業務 (1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け	3 漁業信用保険業務 (1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け	3 漁業信用保険業務 (1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け	ア 令和5年度に明確化した重点的に引受けを推進する対象について、引き続き、新たな技術・取組の普及状況等の情報を収集しつつ、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫等との間で果たすべき役割を主務省と確認するとともに、信用基金における対応方針を明確にした上で、他団体との連携を密にし、行動を実施する。	イ 主務省、関係団体、地方公共団体等	【イ】		

<p>当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるように取り組む。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受残高 2,000 億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業をめぐっては、海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施、スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化、ＩＣＴ等を活用した生産性の向上や輸出の拡大等による養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化の推進等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した引受けが行われていくことが重要であるため。 ・ 新規就業や漁船等の更新等の様々な局面で漁業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する漁業者等の具体的なニーズを適確に把握し、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。 	<p>長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの適確な把握</p> <p>イ 重点的に引受けを推進する対象の選定</p> <p>ウ 行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した利用促進</p> <p>これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和9年度）にあるべき姿の実現を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受残高 2,000 億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 	<p>と連携し、各種会議の場等を通じて、予算事業のPR、パンフレットの配布等により漁業信用保証保険制度について漁業者等への周知を図り、利用を促す。</p> <p>これらについて、業務運営の検証委員会で検証する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受残高 2,000 億円の確保 ○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 	<p>○ 漁業信用基金協会と共同でパンフレット及びカレンダーを作成し、行政や系統団体、融資機関、漁業者への漁業信用保証保険制度の周知・利用促進に活用した。</p> <p>○ 基金協会の各地のブロック会議に参加し、保険料率の考え方や大口事前協議に係る手続き、漁業信用保証保険事業助成金の運用方針等について意見交換を実施したことにより、関係者間の理解促進や共通認識の醸成といった成果が得られた。</p> <p>上記ア及びイの業務実績について、令和6年12月に開催した業務運営の検証委員会において、説明・意見交換を行い、賛意が得られた。</p> <p>その内容は信用基金ホームページで公表している。</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-gyo.html</p>	<p>が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加したが、今後それらの資金の償還が始まることによる保険引受残高の減少が想定されるため困難度が高い。</p> <p>これらのことにより、令和6年度の保険引受残高で2,041億円を達成し、困難度の高い目標において定量的指標の達成度合が100%以上となつたことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受けに向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
---	---	--	---	--

<p>【困難度：高】 前中期目標期間においては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加したが、今後、それらの資金の償還が始まることによる保険引受残高の減少が想定されるため。</p> <p>＜想定される外部要因＞ 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
第1－3－（2）		漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保					
2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業信用保険業務			令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
（2）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保							
ア 適切な保険料率の設定	（第1－3－（2）－ア 参照）	予算額（千円）					
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施	（第1－3－（2）－イ 参照）	決算額（千円）					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	（第1－3－（2）－ウ 参照）	経常費用（千円）					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	（第1－3－（2）－エ 参照）	経常収支（千円）					
		行政コスト（千円）					
		従事人員数（人）					
		※期首の全体数					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1－3－（2）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：A 2項目についてA、2項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「（2）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはA評価とする。	評定	A <評定に至った理由> 4つの小々項目のうち、2項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高いとされた1項目（（イ）保険事故率の低減に向けた取組の実施）でAとなり、1項目（（ア）適切な保険料率の設定）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（2）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはA評価とする。	
3 漁業信用保険業務							
（2）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保							
ア 適切な保険料率の設定	（第1－3－（2）－ア 参照）						
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施	（第1－3－（2）－イ 参照）						
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	（第1－3－（2）－ウ 参照）						
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	（第1－3－（2）－エ 参照）						

					<p>点数をS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－（2）－ア 漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な保険料率の設定								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金		－						
20トン以上	－	年0.30%	年0.30%	年0.17%				
	その他	年0.22%	年0.22%	年0.17%				
事業資金		－						
20トン以上	－	年1.05%	年1.05%	年1.05%				
	その他	年0.77%	年0.77%	年0.77%				
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 漁業特有のリスクを踏まえ、持続的に制度運営していくよう、保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しは行われているか	<主要な業務実績> ○ 保険料率算定委員会を開催(12月)し、年度計画の規定に基づき料率水準の点検を行ったところ、漁業近代化資金について料率の引下げの検討要件に合致したことから、料率見直しの検討対象とした。 ○ 検討の結果、現行の設定保険料率が令和6年4月に適用されたばかりであり、直近3年の理論値保険料率がほぼ横ばいであること、さらに、今後の事故率の上昇が懸念される状況であることから、料率を据え置くこととした。 上記の料率算定委員会の結果については、令和7年2月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において報告を行った。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-gyo.html	<自己評価> 評定：B <自己評価> 評定：B 保険料率算定委員会において保険料率水準を点検し、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等を勘案した保険料率を設定することにより、漁業特有のリスクを踏まえた持続的な制度運営を図っていることから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		
ア 適切な保険料率の設定 保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度	ア 適切な保険料率の設定 保険料率については、持続的に制度運営していくよう、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、漁業者等の負担が過度に大	ア 適切な保険料率の設定 令和6年度の保険料率算定委員会において、保険料率を検証し、 ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回って						

<p>運営していくよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>水産資源の状況や気象条件等により水揚げが不安定であるなどの漁業特有のリスクを勘案して設定されるものであるが、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度を運営していくような適切な保険料率となつているかの検証を行い、必要に応じその見直しを実施することが重要であるため。</p>	<p>きくならないよう十分配慮しつつ、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p>	<p>いる場合には、保険料率の引下げを検討すること、</p> <p>② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること</p> <p>を前提にしつつ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定する。</p>			
--	--	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－（2）－イ 漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－保険事故率の低減に向けた取組の実施								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均償還事故率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額 ① (百万円)	－	－	583	1,074				
償還額 ② (百万円)	－	－	60,311	59,562				
償還事故率 (①÷②)	年度評価：償還 事故率3%以下	－	0.97%	1.77%				
平均償還事故率	中期目標期間中の 平均償還事故 率が前中期目標 期間の実績を下 回る	1.54%	0.97%	1.37%				

(注1) 融資保険を除く。

(注2) 債還額＝弁済額+代位弁済額

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、大口保険引受け案件の事前協議等を通じて、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 (ア) 保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 (ア) 保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実	<主な定量的指標> ○ 保険事故率の低減 年度評価：償還事故率を3%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る	<主要な業務実績> ○ 令和6年度の償還事故率は、1.77%であり、定量的指標を達成した。 【(ア) ①】 ○ 大口事前協議全件について、提出された財務諸表等をもとに「経営指標の見方及び重点チェック指標」を活用して信用リスクを分析し、必要に応じて財務の不良性の詳細を確認して実態把握を行うなど適正な審査に努め諾否の判断を行った。 【(ア) ②】 ○ 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金	<自己評価> 評定：A 困難度「高」の定量的指標（償還事故率3%以下）を達成した。 「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」について、漁業信用基金協会へ提示した。 保険金請求審査の過程で期中管理上の問題点等が明らかになった案件の事例について漁業信用基金協会へ提示したほか、融資機関等が行う期中管理等の状況確認、各県域の融資機関と保証機関による協議を企画し、県域における今後の期中管理の方針を確認し、その認識共有を図つ	評価 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」を作成し、漁業信用基金協会へ提示したほか、融資機関等が行う期中管理等の状況確認、各県域の融資機関と保証機関による協議を企画し、県域における今後の期

<p>じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査の実現を図る。</p> <p>また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、漁業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。</p> <p>その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直近年度をはじめとする過年度の事事故例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○保険事故率の低減 年度評価： 償還事故率を3%以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る <p>【重要度：高】</p> <p>漁業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を懇意することにより保険事故率の低減を図ることは、漁業者等の経営継続に資するとともに、漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。</p>	<p>現するよう、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクに応じて事前協議を全件確実に実施する。 ② 保険引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、特に運転資金については、令和4年4月から実施している適正な引受規模の考え方等に沿った引受けを実施する。 ③ 大口保険事前協議案件や事事故例等を活用し、漁業信用基金協会と保証引受審査に当たって留意すべき点についての認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会による適確な保証審査を促す。 (イ) 期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 <p>① 大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明らかになった期中</p>	<p>信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクや資金種類等を適正に確認し、事前協議を全件確実に実施する。 ② 運転資金の適正な引受規模の考え方等に沿った引受を実施する。 ③ 大口保険事前協議案件や事事故例等を活用して、保証引受審査に当たって留意すべき点について、漁業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会に適確な保証審査を促す。 (イ) 期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その取組の強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 <p>① 大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明らかになった期中</p>	<p>金繰り計画や操業計画等を精査し、運転資金の適正規模を検証した上で審査を行い、必要に応じて融資機関等が行う期中管理等の状況確認を行った。</p> <p>○ 大口事前協議応諾時の基金協会への申送りにおいて報告を求めている案件について、報告内容を踏まえた協会との意見交換の実施により、課題認識の共有を図るとともに、期中管理が適切になされているかを確認した。</p> <p>【(ア) ③】</p> <p>○ 全ての大口事前協議案件について、「審査のポイント」を活用し、基金協会の保証審査の判断、説明が適確に行われているか検証を行い、必要に応じて、償還蓋然性の判断に必要な事業計画の評価に関する意見交換（ストレス掛けの必要性等）を行い、基金協会に適確な保証審査を促した。</p> <p>また、必要に応じて基金協会に対し、関係機関と連携した期中管理の徹底等を求める申送りを行った。</p> <p>○ 基金協会と信用基金との間で、審査の目線合わせや、保証引受審査の際に留意すべき審査ポイント等の共有を図るため、令和5年度に大口事前協議を行った案件に焦点を当てて、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」を作成し、基金協会に提示した。</p> <p>【(イ) ①】</p> <p>○ 保険金請求審査を通じて明らかになった期中管理上の問題点等について、当該漁業信用基金協会に対して取組の強化を促した（随時）。</p> <p>○ 期中管理上の問題点等については、事事故例として取りまとめ、1月にホームページに掲載し漁業信</p>	<p>た。</p> <p>延滞データを活用し、県域毎の延滞率の分析を行い、関係機関と共有した。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を上回る成果があつたため、Aとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>中管理の方針を確認し、認識を共有した。</p> <p>こうした取組により、令和6年度の償還事故率について、定量的指標（償還事故率3%以下）を1.23ポイント下回る1.77%となり、目標値の達成度合が120%以上となつたことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も、保険事故率の低減に向けた取組の実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	---	---	---	---	--

<p>【困難度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、漁業種類ごとの実態など漁業の知見のみならず、期中管理等に関する漁業信用基金協会及び融資機関の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。 ・ 事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を從来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、漁業経営を取り巻く厳しさが増しているため。 <p><想定される外部要因></p> <p>経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>	<p>らかになった期中管理上の問題点等について、漁業信用基金協会に共有し、融資機関、漁業信用基金協会の期中管理の改善を促す。</p> <p>② 関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けて、取り組むべき期中管理案件の基準と対応策を定め、これに基づき、信用基金は、漁業信用基金協会に対し必要に応じて期中管理の向上を促す。</p> <p>③ 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する ○ 保険事故率の低減 償還事故率を3%以下とする 	<p>管理上の問題点等について整理し、広く漁業信用基金協会と共有すべき事項の周知を行う。</p> <p>② 関係機関による望ましい期中管理の実現に向けて、関係機関と検討し定めた取り組むべき期中管理案件の基準と対応策について、適切に運用されるよう、漁業信用基金協会を通じて促していく。</p> <p>③ 漁業信用基金協会において、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険金支払等代位弁済案件の事前協議を全件確実に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する ○ 保険事故率の低減 償還事故率を3%以下とする 	<p>用基金協会に対し注意喚起を図った。</p> <p>【(イ) ②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各県域において融資機関と保証機関による協議を実施し、期中管理の取組方針に係る認識共有を図るとともに、協議結果を関係機関と共に取りまとめ、今後の県域毎の方針を確認した。 ○ 各県域の期中管理方針を踏まえ、実態把握の基礎資料として、県域毎の延滞率を分析し関係機関と共有した。 <p>【(イ) ③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての大口保険金支払等代位弁済案件の事前協議について、免責事項の検証をしつつ的確に審査を行った。 	
---	---	---	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1-3-(2)-ウ 漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な求償権の管理・回収の取組の促進								
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 代位弁済の実施に伴う求償権を有する漁業信用基金協会に対し、 <ul style="list-style-type: none">・ 求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること・ 漁業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 (ア) 漁業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービスなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。 (イ) 漁業信用基金	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 (ア) 漁業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービスなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。 (イ) 漁業信用基金	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 令和5年度に漁業信用基金協会に示した償却に係るガイドラインの骨格案について調整し、ガイドラインの素案を漁業信用基金協会に示す <評価の視点> 適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けて、基金協会に、効果的な回収を実施するよう、また適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう助言・支援等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ ガイドラインの作成に向けて、求償権のサービスへの譲渡を可能とするため漁業信用基金協会の求償権の免除等の規程(例)の見直しを全国漁業信用基金協会とともに検討し、水産庁の了承を得たうえで、同協会において所要の改正を行った。 ○ 漁業信用基金協会の求償権償却基準(例)及び管理停止基準(例)について、償却等の判断を難しくし、償却等をためらう要因となり得る規定の抽出と見直しについて、全国漁業信用基金協会とともに検討を進めた。 ○ ガイドラインの素案の内容のうち、関係規程の改正で対応することとする事項やガイドラインで示す事項など、全国漁業信用基金協会との協議を踏まえた検討状況を整理し、漁業信用基金協会へ示した。	<自己評価> 評定：B ガイドラインの前提となる関係規程(例)の見直し作業に取り組んだことから、素案を示すには至らなかったものの、漁業信用基金協会の求償権の免除等の規程(例)を見直したこと、同協会の求償権償却基準(例)及び管理停止基準(例)の見直しの検討を進めたこと、同協会にガイドラインの素案の検討状況を示したことなど、ガイドライン策定に必要な取組を着実に進めたことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

<p>考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと</p> <p>について助言、支援等を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する 	<p>協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度に漁業信用基金協会に示した償却に係るガイドラインの骨格案について調整し、ガイドラインの素案を漁業信用基金協会に示す 			
---	---	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
第1－3－（2）－工		漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－その他事務処理の適正かつ迅速な実施											
2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報													
指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報						
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準処理期間内の処理率80%以上												
① 大口保険引受事前協議	10 営業日	100%	100%										
② 保険金支払審査	22 営業日	100%	100%										
③ 短期資金貸付審査	借入申込書受理後3営業日	100%	100%										
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
				業務実績	自己評価								
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るために、漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応	(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (ア) 保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、漁業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について検討する。 (イ) 保険引受け及び保険金支払等の業務	(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 工 その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (ア) 保険引受け、保険金支払等に係る漁業信用基金協会からの提出書類の簡素化等その方法の点検等を実施しているか (イ) 保険引受け及び保険金支払等の業務	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、令和6年度の標準的な処理の期間内の処理率は80%以上とする</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るために、事務処理の簡素化等その方法の点検等を実施しているか</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、令和6年度の標準的な処理の期間内の処理率は80%以上（）の達成度合が120%以上となりました。</p> <p>【工（ア）】</p> <p>○ 漁業信用基金協会に毎年の提出を求めている求償権回収計画の提出様式について、事務の簡素化が可能か検討を行い、同協会の意見を聴取した上で、提出様式を必要な内容が把握できる既存資料に代替し簡略化することとし、漁業保証保険取扱要領の改正を行った。</p> <p>○ 毎月信用基金から各基金協会・支所へ郵送している保険料計算書等の紙媒体資料について、各基金協会等が電子媒体として一括ダウンロードできる機能を漁保システムに実装し、ペーパーレス化及び紙媒体の郵送廃止を実現した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>定量的指標（標準的な処理の期間内の処理率を80%以上）の達成度合が120%以上となりました。</p> <p>省略可能な手続きを特定し廃止するなど事務処理の簡素化を行い、漁業信用基金協会の事務負担軽減や業務の質的向上が図られた。</p> <p>以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があつたため、Aとする。</p>	<p>評価 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正かつ迅速な実施に資する取組として、毎月信用基金から各基金協会・支所へ郵送している保険料計算書等の紙媒体資料について、各基金協会等が電子媒体として一括ダウンロードできる機能を漁保システムに実装し、ペーパーレス化及び紙媒体の郵送廃止を実現した。こうした取組によ</p>							

<p>じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする <p><目標水準の考え方></p> <p>漁業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。</p>	<p>て、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。</p> <p>(イ)漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする <p>(※)漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。</p> <p>(参考)標準的な処理の期間・日程</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受事前協議：10 営業日 ② 保険金支払審査：22 営業日 ③ 短期資金貸付審査：借入申込書受理後3営業日 ④ 保険通知の処理・保険料徴求 ・漁業信用基金協会（協会）からの 	<p>について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。</p> <p>あわせて、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする <p>(※)漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。</p> <p>(参考)標準的な処理の期間・日程</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大口保険引受事前協議：10 営業日 ② 保険金支払審査：22 営業日 ③ 短期資金貸付審査：借入申込書受理後3営業日 ④ 保険通知の処理・保険料徴求 ・漁業信用基金協会（協会）からの 	<p>【工（イ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程内に確実に案件の処理を行うなど、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。 <p>【工（ウ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の取組結果及び今後の取組みの方向性について取りまとめ、業務運営の検証委員会及び運営委員会に報告を行った。 	<p>り、大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率は、100%となり、目標値の達成度合が 120%以上となつたことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	---	--	---	---

	<p>保険料納付期限: 毎月末日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの保険通知書等提出期限:前月 20 日まで ・信用基金からの保険料支払請求書の送付:納付月の 15 日頃 <p>⑤ 納付回収金の収納</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの回収納付金の納付期限:毎月末日まで ・協会からの(前々月の)求償権回収実績の報告期限:前月末まで ・信用基金からの回収金納付通知書の送付:納付月の 15 日頃 <p>⑥ 長期資金貸付審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの借入申込書の提出期限:貸付予定日の 7 営業日前まで 	<p>会(協会)からの保険料納付期限: 毎月末日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの保険通知書等提出期限:前月 20 日まで ・信用基金からの保険料支払請求書の送付:納付月の 15 日頃 <p>⑤ 納付回収金の収納</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの回収納付金の納付期限:毎月末日まで ・協会からの(前々月の)求償権回収実績の報告期限:前月末まで ・信用基金からの回収金納付通知書の発出:納付月の 15 日頃 <p>⑥ 長期資金貸付審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会からの借入申込書の提出期限:貸付予定日の 7 営業日前まで <p>(ウ)これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。</p>			
--	--	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第1－4 農業保険関係業務											
2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
【標準処理期間】 貸付審査： 借入申込書受理後 4営業日	—	—				予算額（千円）	178,570,305	178,514,409			
【達成目標】 標準処理期間内の 処理率 80%以上						決算額（千円）	35,513	21,929			
						経常費用（千円）	23,793	21,278			
						経常収支（千円）	△9,339	△3,931			
						行政コスト（千円）	23,953	21,303			
						従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価				
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	<主要な業務実績> ア 利用者への役割や手続の周知とニーズの把握 ○ 利用者への周知を図るため、NOSAI イントラネットに以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（令和6年11月） ② 貸付金利（125回、令和6年4月～7年3月） ③ 農業共済組合等の財務状況調査結果（令和7年1月） ④ 貸付金のご案内（令和6年12月） ⑤ 貸付取扱要領（令和7年3月） ○ 全国特定組合長会議及び全国参事会議において信用基金の役割、業務実績等を説明した。 ○ 利用者の資金需要を把握するため、農業共済団体に以下の照会等を行った。 ① 農業共済事業を対象とした借入見込みの照会（令和6年11月） ② 収入保険事業を対象とした借入見込み	<自己評価> 評定： B 資金需要が無く貸付けには至らなかつたものの、利用者への役割や手続の周知とニーズの把握に取り組むとともに、貸付金利について、検証の結果に基づき、調達コスト等を考慮した適切な水準に設定したことからBとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。				
4 農業保険関係業務 共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。 その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、ア 信用基金の農業保険関係業務の役	4 農業保険関係業務 共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア 信用基金の農業	4 農業保険関係業務 共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア 信用基金の農業	<その他の指標> なし <評価の視点> 本業務は、農業保険制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか							

<p>割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。</p> <p>イ 標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。</p> <p>ウ 適切な水準に貸付金利を設定する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする 	<p>保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。</p> <p>イ 標準的な処理の期間を4営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な処理の期間: 借入申込書受理後4営業日 ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする 	<p>保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。</p> <p>イ 中期計画に定める標準的な処理の期間（4営業日）内に全ての案件を処理する。</p> <p>ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする <p>(参考) 標準的な処理の期間 ・貸付審査: 借入申込書受理後4営業日</p>	<p>みの照会（令和6年7月及び7年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 収入保険事業の収支見通しを毎月入手し、資金ニーズの把握（12回） <p>イ 標準的な処理の期間内での案件処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付実績が無かったため、該当なし。 <p>ウ 適切な水準の貸付金利の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金利については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付目的が主に再保険金（保険金）資金であり、再保険金等が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること ② 貸付原資が一時的に不足する場合、短期借入金により調達することになるため、貸付金利と借入金利の逆転は回避する必要があること ③ 農業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利と同程度の水準を維持する必要があること <p>から、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円TIBORレート（小数点第4位以下を切り捨て）をベースに一定の率（農業共済 0.15%、収入保険 0.35%）を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認するとともに、変更があった場合には、直近の貸付金利をNOSAIインターネットに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金利が適切な水準にあるかの検証に必要な基礎資料とするため、毎月の短期借入金の額、期間及び金利に関する情報を関係部署（経理課）から入手し、整理した。 ○ 貸付金利の水準を検証した結果、全銀協日本円TIBORレートへの上乗せ金利のうち0.35%について、0.1%の引下げが可能との判断に至ったため、令和7年3月に貸付取扱要領を変更し、4月以降の貸付金利を全銀協日本円TIBORレート+農業共済0.15%、収入保険0.25%とした。 	
---	--	---	---	--

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第1－5		漁業災害補償関係業務									
2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
【標準処理期間】 貸付審査： 借入申込書受理後 4営業日	100%	100%				予算額（千円）	66,387,304	70,940,642			
【達成目標】 標準処理期間内の 処理率 80%以上						決算額（千円）	28,194,852	20,922,135			
						経常費用（千円）	31,011	27,766			
						経常収支（千円）	20,890	23,875			
						行政コスト（千円）	31,219	27,787			
						従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価				
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	<主要な業務実績> ア 利用者への役割や手続の周知とニーズの把握 ○ 利用者への周知を図るため、ホームページに以下の情報を掲載した。 ・ リーフレット「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」（年2回更新、令和6年4月及び11月）	<自己評価> 評定：A 中小漁業者への共済金の支払いは、令和3年度をピークとして減少傾向にあるものの、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響等により、高水準で推移しており、国から漁業共済団体に支払われる保険金の不足分に相当する資金について、独立行政法人農林漁業信用基金による漁業共済団体への貸付けが継続している。 一方、貸付金利については全銀協日本円TIBORレートに一定の金利を上乗せする仕組みとしているところ、令和6年3月のマイナス金利政策の解除以降、市中金利に明確な上昇傾向が見られるなど、今後の金利動向を見通すことが難しい状況の中、貸付金利の水準について	評価 A	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響等により、中小漁業者への共済金の支払いが高水準で推移し、漁業共済団体への貸付けが継続している中、利用者への周知を図るため、ホームページにリーフレットを掲載したほか、利用者の資金需要把握の実施や漁業共済団体が必要とする共済金支払原資の安定供給に努めるべく貸付金利の引下げを実施した。			
5 漁業災害補償関係業務 共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。 その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア 信用基金の漁業災害補償関係業務	5 漁業災害補償関係業務 共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア 信用基金の漁業	5 漁業災害補償関係業務 共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか	<評価の視点> 本業務は、漁業災害補償制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか	○ 利用者の資金需要を把握するため、毎月月初に、貸付けが見込まれる者から入手した当月及び翌月の保険金発生見込額を関係部署と情報共有し、一時的に不足する貸付原資に充てるために必要な短期借入金の額が年度計画に定めた限度額を超えないことを確認した。 イ 標準的な処理の期間内の案件処理 ○ 年度内に貸付けした13件について、全て標準的な処理の期間内に処理し、定						

<p>の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。</p> <p>イ 標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。</p> <p>ウ 適切な水準に貸付金利を設定する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする 	<p>災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。</p> <p>イ 標準的な処理の期間を4営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。</p> <p>ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について毎年度検証を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な処理の期間：借入申込書受理後4営業日 ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする 	<p>災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。</p> <p>イ 中期計画に定める標準的な処理の期間（4営業日）内に全ての案件を処理する。</p> <p>ウ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について検証する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする <p>(参考) 標準的な処理の期間 ・貸付審査：借入申込書受理後4営業日</p>	<p>量的指標を上回った。</p> <p>ウ 適切な水準の貸付金利の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金利については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付目的が再共済金支払資金であり、保険金が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること ② 貸付原資が一時的に不足する場合、短期借入金により調達することになるため、貸付金利と借入金利の逆転は回避する必要があること ③ 漁業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利と同程度の水準を維持する必要があること <p>から、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円TIBORレート（小数点第4位以下を切り捨て）をベースに一定の率0.35%を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認した。</p> <p>○ 貸付金利が適切な水準にあるかの検証に必要な基礎資料とするため、漁業災害補償関係業務における毎月の短期借入金の額、期間及び金利に関する情報を関係部署（経理課）から入手し、整理した。</p> <p>○ 貸付金利の水準を検証した結果、全銀協日本円TIBORレートへの上乗せ金利0.35%について、0.1%の引下げが可能との判断に至ったため、令和7年3月に貸付取扱要領を変更し、4月以降の貸付金利を全銀協日本円TIBORレート+0.25%とした。</p>	<p>て検討し0.1%程度の引下げが可能との判断に至ったことから、貸付金利を0.1%引き下げて令和7年4月1日から適用することとした。</p> <p>このように令和6年度においては、利用者への役割や手続の周知とニーズの把握、標準的な処理の期間内での全ての貸付案件の処理（量的指標の達成度合120%以上）、貸付金利の水準についての検証といった年度計画に定めた目標を達成するための措置を着実に実施するとともに、漁業共済団体が必要とする共済金支払原資の安定供給に努めるべく、貸付金利の引下げを決定し、漁業共済制度の円滑な実施に大きく貢献したことからAとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>こうした取組を実施した中においても、貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率は、100%となり、目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。</p> <p>今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
---	---	--	--	---	---

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2－1 事業の効率化								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費（当年度予算額） (百万円)	－	325	322	319				
うち調査研究費（①）	－	3	3	3				
委託業務費（②）	－	6	5	5				
業務管理費（③）	－	317	313	310				
合計（①+②+③）	－	325	322	319				
令和4年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減	1.0%	2.0%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ○ 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減する	<主要な業務実績> (1) 効率的・効果的な業務運営 ○ 各部門において「業務運営の検証委員会」を開催し、業務の点検・検証を行った。	<自己評価> 評定：A 以下について実施した。 ・ 各部門の「業務運営の検証委員会」において業務の点検・検証を行い、効果的な業務遂行のために必要な見直し ・ 業務経費の抑制に向けた着実な取組 上記に加え、組織横断的な取組として、「業務効率化プロジェクト（慣習的業務の見直し）」の取組を開始し、20回以上の会議を経て、解決策を検討した。令和6年9月の企画部会において、Microsoft Teams の共同編集機能の活用推進、資料印刷の見直し、Outlook を利用したスケジュール調整のルール化等を含む7件の課題解決策の実施を決定し、從来、慣習的に行っていた非効率業務を大幅に削減した。	評価：B	<評定に至った理由> 業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証や必要な見直しを実施するという今年度の目標に対して、組織横断的な取組として、「業務効率化プロジェクト（慣習的業務の見直し）」を開始し、業務効率化に向けた取組を実施していることは評価できる。 一方、自己評価ではAとされているが、信用基金内の作業依頼	
1 事業の効率化 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実践する。 また、調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減す	1 事業の効率化 (1) 効率的・効果的な業務運営 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証を業務運営の検証委員会で行い、必要な見直しを実施する。また、外部専門家の意見を踏まえて	1 事業の効率化 (1) 効率的・効果的な業務運営 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証を業務運営の検証委員会で行い、必要な見直しを実施する。また、外部専門家の意見を踏まえて	<その他の指標> なし <評価の視点> 業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行が実践されているか					

<p>る。</p>	<p>の効率性を高める。 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減する。</p> <p>(2) ワークライフバランスの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時差出勤、テレワーク等多様な働き方の実践、 ・ 年次休暇の計画的取得、各種休暇制度の積極的な活用、 ・ 勤務時間内に業務を完了する取組の励行 <p>等により、ワークライフバランスの実現を目指す。</p>	<p>デジタル化の推進等に取り組み、業務の効率性を高める。 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、削減する。</p> <p>(2) ワークライフバランスの実現</p> <p>時差出勤、テレワークを活用した働き方を実践するとともに、年次休暇取得率目標の設定、職員に対する休暇制度の周知・啓発、休暇取得促進に関する管理職向けの教育・研修等により、各種休暇制度の積極的な活用を図るほか、勤務時間内に業務を完了する取組を継続し、ワークライフバランスの実現を目指す。</p>		<p>また、令和6年12月の企画部会では、信用基金内の作業依頼や連絡を Microsoft Teams に移行することを決定し、併せて抜け漏れが発生しないための運用ルールを整備した。</p> <p>さらに、令和7年3月の企画部会において、組織横断的な情報共有や役職員間のコミュニケーションを促す観点から、原則全役職員が参加する全社ミーティング、役職員間の意見交換会等の実施を決定し、今後、業務が円滑に進むだけでなく、組織のビジョンの浸透及び組織の活性化につながる仕組みを構築した。</p> <p>(2) ワークライフバランスの実現</p> <p>○ 第4—2 (2) アを参照。</p>	<p>本的な業務効率化や組織の活性化に向けた取組を着実に進展させていることから、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Aとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>や連絡について、Microsoft Teams に移行したことや運用ルールの整備といった取組は、今年度の目標である業務運営の効率性を高めるための必要な見直しの範疇の取組であること、Microsoft Teams の活用は、国や一般企業でも既に幅広く利用されていることを踏まえれば、「所期の目標を上回る」とまでは評価できない。</p> <p>以上を踏まえ、所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>特になし。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
-----------	--	--	--	---	--	--

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2－2 経費支出の抑制								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（当年度予算額）(A) (百万円)	－	433	711	461				
うち削減対象外経費（B）	－	230	516	274				
一般管理費（削減対象）(A－B)	－	203	195	187				
令和4年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制	4.0%	8.0%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制する。 (1) 人員 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合	2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、抑制する。 このため、以下の事項を着実に実施する。	2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制する。	<主な定量的指標> ○ 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制する。 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討	<主要な業務実績> (1) 一般管理費 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none">費用対効果等のコスト意識の徹底を図るため、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員に周知した。個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。物品調達等に係る少額随意契約について、見積り合わせに比べ競争原理が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を実施し、支出の抑制に努めた。 (2) 人員 ○ 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況を踏まえ、必要な就業規則等の見直しを行い、公表をした（令和6年4月）。 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う	<自己評価> 評定：B 以下について実施した。 <ul style="list-style-type: none">経費支出の抑制に向けた着実な取組新規採用者の採用国家公務員の給与改定を基礎とした給与規程等の改定 以上について実施したことから、Bとする。 なお、職員の給与水準については、対国家公務員地域・学年別指標を令和7年6月30日に公表予定。	<評定> B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評定が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

<p>うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を65歳から70歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。</p> <p>また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。</p> <p>(2) 人件費</p> <p>人件費(退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指標(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与</p>	<p>(2) 人員</p> <p>定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。</p> <p>ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。</p> <p>イ 每年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。</p> <p>ウ 每年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。</p> <p>また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。</p> <p>(3) 人件費</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指標(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。</p>	<p>ア 費用対効果等のコスト意識の徹底を図る。</p> <p>イ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>(2) 人員</p> <p>定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。</p> <p>ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況を踏まえ、上限年齢の段階的な引上げを行うべく、必要な就業規則等の見直しを行い、公表する。</p> <p>イ 優秀な職員の新規採用に取り組む。</p> <p>ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。</p> <p>また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。</p> <p>(3) 人件費</p>	<p>して、メリハリをついた業務執行は行われているか</p> <p>新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。</p> <p>また、令和6年度は、新規採用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年6月に、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表した。 <p>(3) 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、令和7年1月に給与規程の改正を行い、ホームページにおいて公表した。(令和7年1月施行) <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、諸手当水準の妥当性を検証し、通勤手当の限度額引き上げ、扶養手当の子にかかる手当の増額等及び再雇用職員への住居手当の支給のため、令和7年3月に給与規程の改正を行い、ホームページにおいて公表した。(令和7年4月施行) <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の給与水準について、令和6年度の対国家公務員地域・学歴別指標は令和7年6月30日に公表予定。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員の報酬水準について、人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、令和7年1月に役員給与規程を改正し、ホームページにおいて公表した。(令和7年1月施行) 	
--	---	--	--	--

	<p>水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>を行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>			
--	--	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-3		デジタル化の推進						
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
3 デジタル化の推進 (1) 業務の電子化 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、I C Tの活用等による情報デジタル化の取組などを推進する。 (2) 情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行う。 また、各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進める。 (3) I C T教育の実	3 デジタル化の推進 (1) 業務の自動化・電子化 I T化推進中期計画（令和5年度から令和9年度まで）に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、また、制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、業務の自動化・電子化等を推進する。 なお、毎年度の業務の自動化・電子化の具体的な取組については、毎年2案件を目途に各年度のI T化推進計画に規定することとする。 (2) 情報システムの整備及び管理 ア 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制を整	3 デジタル化の推進 (1) 業務の自動化・電子化 令和6年度I T化推進計画に基づき、R P AやV B Aの活用などによる業務の自動化・電子化を進めることから、また、制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、業務の自動化・電子化等を推進する。 その際、業務の自動化については、外部専門家の意見を踏まえ、2案件を導入する。 (2) 情報システムの整備及び管理 ア 令和5年度に設置したPMOの下で、情報システムの整備及び管理が、より効率的・効果的に行えるよう、必要に応じて体制を整備する。 イ 令和6年度I T化推進計画に基づき、情報システムの整備を実施する。 また、令和5年度に収集した情報を踏まえ、次期中期計	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、デジタル化の取組などを推進しているか	<主要な業務実績> (1) 業務の自動化・電子化 令和6年度I T化推進計画に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、2業務（農業・漁業）における定型的な作業について、自動化を導入した。業務の詳細は以下のとおり。 (農業) 短期資金貸付に係る農業信用基金協会への通知文書や決裁資料等の作成業務 (漁業) 水産庁への一部交付金申請手続きに必要な交付申請書及び保険引受状況表の作成業務 (2) 情報システムの整備及び管理 ○ I T化推進委員会を上期に4回、下期に2回開催し、情報システムの整備、クラウド移行への検討、業務の自動化・電子化などI T化推進計画の進捗管理を実施し、令和7年度I T化推進計画を策定した。また、当該進捗管理を踏まえ、I T化推進計画に沿った情報システムの整備を行った。 ○ 情報システムのクラウド化に向けた検討については、実現するために必要な検討結果について、令和6年6月、7月、9月に開催したI T化推進委員会に付議し、了承を得た。	<自己評価> 評定：B 以下について実施したことから、Bとする。 ・ 2業務における定型的な作業について、自動化の導入により業務効率性が向上したことで、職員の業務負担軽減等につながり、業務サービスの利便性を高める取組を行うための時間を捻出 ・ I T化推進委員会において、I T化推進計画の進捗管理の実施、令和7年度I T化推進計画を策定 ・ I T化推進計画に沿った情報システムの整備 ・ 情報システムのクラウド化を実現するため、高い専門性を有するC I O補佐官の助言等の活用を通じた検討 ・ 業務の生産性向上及びI T化の推進に必要な研修、情報システム運用継続に必要な訓練 ・ I T化推進のための職員を育成する研修	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

<p>施</p> <p>デジタル化を通じた業務の生産性向上を図るため、役職員を対象としたＩＣＴ教育を継続的に実施する。</p>	<p>備する。</p> <p>イ 情報システムの整備を次のように推進する。</p> <p>(ア)情報システムの整備については、各部門の基幹業務システムの標準化に向けて、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共有化及び共通化を図るなど、ＩＴ化推進中期計画(令和5年度から令和9年度まで)に基づき、業務の効率化及び簡素化を図る観点並びに制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、計画的に進める。</p> <p>毎年度の情報システムの整備の具体的取組については、各年度のＩＴ化推進計画に規定することとする。</p> <p>(イ)原則として、5年ごとに、機器類の交換やアプリケーションの見直しを行う。</p> <p>(ウ)次期中期計画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を進める。</p> <p>(3)ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成</p>	<p>画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を進める。</p> <p>(3)ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成</p> <p>全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのＩＣＴ教育を実施する。</p> <p>また、ＩＴ化推進中期計画(令和5年度から令和9年度まで)に基づき、信用基金の業務を理解した上で、ＩＴ化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成すべく、ＩＴ活用課職員について、ＩＴに係る研修、外部セミナーへの参加を通じて知識の習得、向上を図る。</p>	<p>また、高い専門性を有するＰＪＭＯ支援業者の支援を受けながら、クラウド移行の要件を検討した上でRFIを実施し、その結果を令和7年3月開催のＩＴ化推進委員会において報告した。</p> <p>(3)ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の生産性向上を目的として、新たに導入したグループウェア(Microsoft365)の操作研修を令和6年11月に全役職員を対象に実施した。 ○ 令和7年2月に、ＩＴ活用課職員1名がプロジェクトマネジメントに係る研修を受講した。 ○ 情報システム運用継続計画の年間教育訓練計画に基づき、各要員の緊急時に実施すべき行動の確認、各要員及び保守業者に確実に連絡が取れることの確認及び、基幹LANシステムの一部をバックアップから復旧する訓練を実施した。 ○ NICT主催のCSIRT向けのインシデント対応訓練及び情報セキュリティ担当者向けの勉強会に担当職員を派遣した。 	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
---	---	---	--	-----------------------------------	--

	<p>全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのＩＣＴ教育を継続的に実施する。</p> <p>また、ＩＴ化推進中期計画(令和5年度から令和9年度まで)に基づき、信用基金の業務はもとよりデジタルについても一定の知見を有した上で業務のＩＴ化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成する。</p>				
--	--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第2-4		調達方式の適正化									
2. 主要な経年データ											
指標等	達成目標	(参考)前中期目標期間最終年度値		令和5年度(2023年度)		6年度(2024年度)		7年度(2025年度)		8年度(2026年度)	
		実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比
一般競争等入札	件数	一	14件	67%	15件	83%	14件	78%			
	金額(百万円)	一	1,650	95%	538	86%	1,038	97%			
随意契約	件数	一	7件	33%	3件	17%	4件	22%			
	金額(百万円)	一	83	5%	87	14%	30	3%			
合計	件数	一	21件	100%	18件	100%	18件	100%			
	金額(百万円)	一	1,733	100%	624	100%	1,068	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価					
4 調達方式の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 また、外部有識者を含む契約監視委員会等の活用など、調達に係る推進体制の整備・見直しを行う。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施す	4 調達方式の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募)を着実に実施す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約について、政府の方針等を踏まえ、適切で迅速かつ効果的な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和6年5月に策定した令和6年度調達等合理化計画に基づき、一般競争等入札(一般競争入札及び企画競争)の競争性のある契約の締結を徹底するため、総務課において、個別の契約案件について、契約担当部署より事前にヒアリングを行うとともに、契約案件による特性に配慮しながら、以下の取組みを実施することにより、公正かつ透明な調達を着実に実施した。 ①応募予定者が、業務内容を把握し、企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間を十分に確保することができるよう、信用基金ウェブサイトに、令和6年度に発注予定の入札について、事前に公表するとともに、令和6年度に締結した契約に係る情報も公表した。 ②応募予定者が、入札等の手続きや企画提案書等の作成に必要な準備期間を確保できるよう、契約事務取扱細則に定める公告期間(14	<自己評価> 評定: A 以下について実施した。 ・調達等合理化計画に基づく、一般競争等入札の実施 ・公告時期の前倒し及び発注予定の事前公表による入札準備期間の十分な確保 ・調達までの準備期間及び公告期間の十分な確保 ・応募条件及び仕様書内容の確認 ・声掛け等による積極的な競争参加者の掘り起こし ・評価項目の具体化 ・提出資料の削減 ・調達等合理化計画を踏まえた取組状況のウェブサイト公表及びフォローアップ ・契約監視委員会(令和6年5月2日開催)における調達等合理化計画の策定及び個々の契約案件の点検の審議 ・契約審査委員会等において、随意契約とする理由の	評価 B	<評定に至った理由> 迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施するという今年度の目標に対して、「調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を着実に実施していることは評価できる。 一方、自己評価ではAとされているが、「調達等合理化計画」では、1者応札・1者応募を0件とするために再公告を行う方針としており、再公告の実施には、大幅な時間と労力を要するため、迅速性の面で課題があること、令和6年度は再公告を実施せず1者応札・1者応募となった				

	<p>る。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2)調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>イ 契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>ウ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>日以上)の確保に努めた。</p> <p>③過去の実績のない者も応札できるように応募条件や仕様書の内容をチェックした。</p> <p>④一般競争入札等全件について、信用基金ウェブサイトへの公告掲載を行う他、過去に入札参加した実績のある事業者への声掛けを行った。</p> <p>⑤従来は、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する際、関連する認証を1つでも取得していれば一律の得点としていたが、これを改め、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく認定状況に応じて点数を細分化し、評価基準をより具体的かつ公平にし、入札者にとって分かりやすい仕組みを整えた。</p> <p>⑥入札者が提出する書類の内容や要件を精査し、提出負担の軽減を図るため、原本と保管用など過度に求めていた書類削減を実施した。</p> <p>⑦増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO支援業者の知見を活用して、以下の取組みを新たに実施した。</p>	<p>妥当性及び一般競争等入札が真に競争性・透明性が確保されているか等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に加え、令和6年度において、1者応札・1者応募の抑制に向けて、増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO支援業者の知見を活用して以下の新たな取組みを実施した。 <p>i 見積取得時の声掛けリストに類似する案件を受託した事業者の追加。</p> <p>ii 重要な案件では、見積取得の回数を増やすことで、業者との間でより密なコミュニケーションの実施。</p> <p>iii 事業者との個別コミュニケーションの実施により、要件・仕様の理解を促し、入札を辞退するリスクの軽減化。</p> <p>以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和3年度より4年連続で0件となったことからAとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>	<p>入札が0件となったものの、入札参加者数の大幅な増加などは生じておらず、1者応札・1者応募が生じにくい環境が形成されたとまでは言えないこと、新たな取組みとして実施した、i 見積もり取得時の声掛けリストに類似する案件を受託した事業者を追加することは、「調達等合理化計画」にある「声掛け等による積極的な競争参加者の掘り起こし」の範疇の取組であること、ii 重要な案件では、見積取得の回数を増やすことで、業者との間でより密なコミュニケーションを実施することは、通常、相見積もりとして実施されている方法であること、iii 事業者との個別コミュニケーションの実施により、要件・仕様の理解を促し、入札を辞退するリスクを軽減化することは、一般的にシステム関係の入札準備段階で行われている「情報提供依頼 (Request For Information)」、「提案依頼書 (Request for Proposal)」、「意見招請」といったプロセス中で、当然に行われるものであり、法人独自の取組とは言えないこと、令和5年度以前の実績は、令和6年度の評価の対象外であることを踏まえれば、「所期の目標を上回る」とまでは評価できない。</p>
--	--	--	--	---	--

			<p>上記の取組みを行った結果、令和6年度の一般競争等入札は14件、10億38百万円で、契約全体に対する割合は、件数で78%・金額で97%であった。なお、1者応札・1者応募となつた入札はなかつた</p> <p>また、随意契約は4件・30百万円で、契約全体に対する割合は、件数で22%・金額で3%であった。</p> <p>イ 1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行つた。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和6年度調達等合理化計画(案)、令和5年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和6年5月2日開催)で審議を受け承認された。</p> <p>また、総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和6年5月2日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p> <p>イ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」(平成30年1月31日制定)に該当しているか)等の審査を受け承認された。</p> <p>ウ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和6年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取</p>		<p>以上を踏まえ、所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>特になし。</p> <p><その他事項>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--

				りまとめるとともに、職員に対し、そ の周知を行った。		
--	--	--	--	-------------------------------	--	--

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-1 健全な業務収支の維持・確保								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） (A-B)		2,452	1,220	495				
収益合計（A）		4,223	3,962	3,857				
政府事業交付金収入		9	7	10				
事業収入		4,213	3,954	3,847				
保険料収入		2,350	2,256	2,177				
回収金収入		1,863	1,699	1,670				
費用合計（B）		1,771	2,742	3,362				
政府事業交付金繰入		10	35	11				
事業費		1,761	2,706	3,351				
保険金		1,761	2,706	3,351				
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） (A-B)		145	-	58				
収益合計（A）		405	479	294				
政府事業交付金収入		22	147	9				
事業収入		382	332	285				
保証料収入		240	183	197				
求償権回収収入		142	149	88				
費用合計（B）		260	479	236				
事業費		260	479	236				
代位弁済費		260	479	236				
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） (A-B)		1,258	1,236	820				
収益合計（A）		1,653	1,582	1,566				
政府事業交付金収入		586	543	500				
事業収入		1,067	1,039	1,066				
保険料収入		625	575	562				
回収金収入		442	464	503				
費用合計（B）		395	347	746				
事業費		395	347	746				
保険金		395	347	746				

農業保険関係業務							
業務収支（百万円） (A-B)		-	1	-			
収益合計（A）		-	1	-			
事業収入		-	1	-			
貸付金利息収入		-	1	-			
費用合計（B）		-	-	-			
事業費		-	-	-			
支払利息		-	-	-			
漁業災害補償関係業務							
業務収支（百万円） (A-B)		76	50	41			
収益合計（A）		80	54	49			
事業収入		80	54	49			
貸付金利息収入		80	54	49			
費用合計（B）		3	4	8			
事業費		3	4	8			
支払利息		3	4	8			

(注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> なし	<主要な業務実績> ○ 農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定については、いずれも令和6年度の業務収支は、黒字となった。 農業保険関係勘定については、令和6年度は業務に係る収益及び費用は発生しなかった。	<自己評価> 評定：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。
1 健全な業務収支の維持・確保 我が国農林漁業の持続的な成長を実現するという政策的な見地から、信用基金の業務が持続的かつ安定的に実施されることが重要であり、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡することを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	1 健全な業務収支の維持・確保 長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	1 健全な業務収支の維持・確保 長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	<その他の指標> なし	<評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	<課題と対応> 特になし。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。

<p>受け、適切な保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行うこととする。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。</p>				<p>80%保証の適用、適切な期中管理等の取組みにより、代位弁済費が減少したことから、令和6年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>(漁業信用保険勘定)</p> <p>漁業信用保険業務については、コロナ資金繰り支援等の影響により、中期計画策定時に想定していた事故率を下回ったことに伴い、保険金支払が減少し、令和6年度の業務収支は黒字となった。</p> <p>(農業保険関係勘定)</p> <p>農業保険関係業務については、令和6年度は貸付実績がなかったことから、業務に係る収益及び費用は発生しなかった。</p> <p>(漁業災害補償関係勘定)</p> <p>漁業災害補償関係業務については、適切な金利水準で貸付を行ったことから、令和6年度の業務収支は黒字となった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第3-2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画									
2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
農業信用保険勘定（百万円）									
収入合計		23,013	22,548	22,790					
支出合計		21,458	22,725	23,266					
林業信用保証勘定（百万円）									
収入合計		8,366	8,043	8,187					
支出合計		6,579	6,776	6,243					
漁業信用保険勘定（百万円）									
収入合計		11,754	9,434	12,339					
支出合計		11,299	8,403	11,043					
農業保険関係勘定（百万円）									
収入合計		15	516	16					
支出合計		517	36	22					
漁業災害補償関係勘定（百万円）									
収入合計		68,284	28,197	20,419					
支出合計		68,308	28,195	20,922					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評価	B	評定に至った理由	中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画について、別紙のとおり。	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画について、別紙のとおり。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 予算、収支計画及び資金計画は、適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> ○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。 ○ 予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 (林業信用保証勘定) 木材産業等高度化推進資金	<自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。					

			<p>の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>(漁業信用保険勘定) 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>(農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 令和6年度においては、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定において、災害の発生が見込みを下回ったこと等により、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。</p> <p>○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 保険金が増加したこと及び前年度は戻入であった責任準備金が繰入に転じ費用が増加したこと等により、7億35百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(林業信用保証勘定) 保証先区分の見直しにより求償権化懸念先等の保証残高</p>	
--	--	--	--	--

			<p>が増加したことに連動して、当該区分の引当額が増加したことから、前年度は戻入であった保証債務損失引当金が繰入に転じ費用が増加したこと等により、8億98百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、2億4百万円の当期総利益を計上した。</p> <p>(農業保険関係勘定) 貸付実績がなく、貸付金利息収入がなかったこと等により、4百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。</p> <p>(漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、24百万円の当期総利益を計上した。</p>	
--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-3 決算情報・セグメント情報の開示								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	<主要な業務実績> ○ 令和6年7月に、勘定区分に応じた令和5年度財務諸表（7月29日主務大臣承認）を信用基金ホームページに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 ・ 財務諸表のデータ ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・ 主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	<自己評価> 評定：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	<評価> B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-4		長期借入金の条件						
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
3 長期借入金の条件 基金法第17条(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第17条(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行っているか	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> (実績なし) <自己評価> 評定: - <課題と対応> -	評価 <評価に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -			

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-5 短期借入金の限度額								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	5 短期借入金の限度額 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第45条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては868億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分487億円、農業経営収入保険事業分381億円）、漁業災害補償関係勘定においては185億円を限度とする。	5 短期借入金の限度額 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第45条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては868億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分487億円、農業経営収入保険事業分381億円）、漁業災害補償関係勘定においては185億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> (農業保険関係業務) (実績なし) (漁業災害補償関係業務) ○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和6年度において、年度計画に定める限度額の範囲で、短期借入れを行った（令和6年度の最大借入残高は58億円。）。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和7年3月末に全額借り換えた（令和7年3月末の借入残高は13億円。）。 ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	<自己評価> 評定：B 年度計画に定める限度額の範囲内において借入れを行った（令和6年度の最大借入残高は58億円）ことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-6 不要財産の処分に関する計画								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 農業信用保険業務における農業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和7年1月23日付け6経営第2304号）を踏まえ、国からの出資金218億7,376万円について、令和7年度中に109億3,688万円、令和8年度中に109億3,688万円を国庫に納付する。	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (出資金の国庫納付について は、中期計画に基づき、令和7 年度から実施するため、令和6 年度の実績はなかった。)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評価 <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －			

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評価 － <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-8 剰余金の使途								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
8 剰余金の使途 剰余金について は、収支の赤字を補 填する積立金の原資 であることを踏まえ つつ、農林漁業経営 の信用力を補完する 機関としての役割や 利用者へのサービス の向上のため、人材 の育成・研修、情報シ ステムの充実、業務 効率化のための自動 化・電子化など、業務 運営に必要な経費に 充てる。	8 剰余金の使途 剰余金について は、収支の赤字を補 填する積立金の原資 であることを踏まえ つつ、農林漁業経営 の信用力を補完する 機関としての役割や 利用者へのサービス の向上のため、人材 の育成・研修、情報シ ステムの充実、業務 効率化のための自動 化・電子化など、業務 運営に必要な経費に 充てる。		<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 剰余金は、中期計画 で定めた使途に使用さ れているか	<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていな いことから、実績なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評価 － <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策> － <その他事項> －		

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4－1 施設及び設備に関する計画								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 東京都千代田区内神田1丁目の從来地への事務所移転について、計画的に準備を進め、中期目標期間中に実施する。 その際、施設及び設備の整備に当たっては、効果的・効率的な業務運営が可能となるよう配慮する。	第4 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 中期目標期間中に実施する事務所移転に向け、効果的・効率的な業務運営が可能となるようなICTの導入に向けた仕様の検討等準備を進める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 効果的・効率的な業務運営が可能となるような施設及び設備の整備に配慮し、中期目標期間中に事務所移転ができる取組は行われているか</p>	<p><主要な業務実績> (1)新事務所レイアウト等の決定 ○ 事務所内レイアウト・内装の検討等について、月1回を基本にプロジェクトマネジメント業者(以下「PM業者」という。)と打合せを行った。</p> <p>○ 令和5年4月に立ち上げた各部門の代表者からなるプロジェクトチーム(以下「PT」という。)の活動 ・ 令和6年5月にPTメンバーで新事務所移転に向けて調達する備品・什器、事務所レイアウトの参考とするため、PM業者の事務所を見学した。 また令和7年2月にも同旨の目的で別会社を見学した。 ・ PTメンバーを通じて各部門の職員から新事務所の座席形式に係る要望等を募り、令和6年9月にPTでその結果を発表してもらい、座席形式について検討した。 また、令和7年3月には、最新の事務所移転スケジュールと事務所内レイアウト</p>	<p><自己評価> 評定：B 新事務所移転に向けて、PM業者の支援を受けながら、スケジュールどおり業務が完了した。また、新事務所の省スペース化のための紙媒体の電子化については、農業・農災部門及び漁業・漁災部門は終了し、総務部門については、年度内に終了予定の作業は完了し、令和7年度作業予定分に着手し、同年7月の作業終了を予定している。 以上のことから、所期の目標の水準を満たしているため、Bとする。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評価 B</p> <p><評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>			

			<p>についての情報共有を図った。</p> <p>○ ICT整備関係の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和6年10月より新事務所のICT整備関係の検討のフェーズに入り、PM業者、総務課、IT活用課で打合せを継続中である。 <p>(2)新事務所移転に伴う省スペース化への取組</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和6年1月より農業部門及び農災部門の紙媒体の電子化を開始し、5月に作業が完了した。・ 令和6年6月より漁業部門及び漁災部門の紙媒体の電子化を開始し、9月に作業が完了した。・ 令和6年10月より総務部門の紙媒体の電子化を開始した(令和7年7月に作業完了見込)。	
--	--	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-2		職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）						
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（再雇用を含む。）	－	108名	102名	105名				各年度の4月1日現在である。
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
1 職員の人事	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	<主な定量的指標> なし	<主要な業務実績> (1) 人事評価 ○ 評価者及び評価補助者に対して、人事評価研修（被評価者の業務遂行への意欲を引き出す目標設定や部下とのフィードバック時におけるコミュニケーションの注意点等）を実施し、能力向上を図った。 ○ 評価者に対して、人事評価説明会を実施し、評価の目標合わせ及び期未面談における被評価者へのフィードバックなどの統一を図った。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として反映した。 (2) 人材の確保・育成 ○ 令和5年5月に策定した「人材の確保・育成に関する方針」を基に、信用基金が求める意欲ある人材を確保するために採用活動計画を作成し、採用活動を実施した。中でも令和6年度においては、首都圏の複数の大学等で業務説明会を実施した。 ○ 令和6年9月に「人材の確保、育成に関する方針」の具体的な取組及び人材の活用などを検討するための人材の確保	<自己評価> 評定：A 以下について実施した。 ・計画的な年次休暇等の取得促進の取組を行った。 ・必要な知識の習得等を目指した研修体系の構築を行い、職員研修を行った。 ・昨年度作成した、信用基金における「人材の確保・育成に関する方針」の実行に向けたロードマップに基づき、同方針の具現化に向けた取組として、人事評価の見直し、職務体系の見直し、役職ごとの役割定義書の作成など、人事評価と人材育成が一体運用となるように各種制度等の見直しを行い、人事制度の充実を図った。 上記に加え、さらに、以下について実施した。 ・ 令和6年9月に「人材の確保、育成に関する方針」の具体的な取組内容や信用基金の人材の育成・確保などに係る課題を多様な視点から総合的に検討するため、新たに、理事長を構成員とする人事委員会の立ち上げ・開催	評価 B <評定に至った理由> 人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 一方、自己評価ではAとされているが、理事長をトップとし、主要役員を構成員とする人事委員会の立ち上げ・開催		
(1) 人事評価 人事評価の結果について職員本人へのフィードバックを適切に行うとともに、給与等に反映させることにより、職員のモチベーションの向上を図る。	(1) 人事評価 ア 業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、適切な人事評価を実践する。 イ 人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。	(1) 人事評価 ア 業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、人材管理ツールを活用するなどし、適切な人事評価を実践する。 イ 人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。	<その他の指標> なし	<評価の観点> 人事評価、人材の確保・育成、人員及び人件費の効率化に向けた取組は行われているか				
(2) 人材の確保・育成 人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。 ア 人材の確保 人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 なお、必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門	(2) 人材の確保・育成 人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。 ア 人材の確保 (ア) 人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、	(2) 人材の確保・育成 令和5年度に策定した人材の確保・育成に関する方針に基づき、以下の取組を進める。 ア 人材の確保 (ア) 人事評価を反映した適切な人事管						

<p>性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。</p> <p>イ 人材の育成</p> <p>部門横断的な人事配置、研修制度の充実等を通じ、信用基金の業務を円滑かつ適確に担う専門人材や幅広い業務を担う人材を育成するとともに、脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化にも対応し得る能力の向上を図る。</p> <p>(3) 人員【再掲】</p> <p>人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を 65 歳から 70 歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。</p> <p>また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。</p>	<p>テレワーク等) の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。</p> <p>(イ) 必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。</p> <p>イ 人材の育成</p> <p>(ア) 信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成を目指す。この取組事項は、毎年度定めることとする。</p> <p>(イ) 職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、民間企業等から採用した人材の専門的な知見の共有等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対応</p>	<p>理の仕組みの構築、多様な働き方(短時間勤務、テレワーク等)の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。</p> <p>(イ) 信用基金として高度な専門性を有する人材が必要な分野を明確にするとともに、その人材を関係機関との連携や外部委託などによって確保できる可能性等を引き続き検討する。</p> <p>イ 人材の育成</p> <p>(ア) 信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成にも資するよう、部門ごとの定例会等を通じた職員の意識の向上や、外部専門家の意見を踏まえて、研修等の取組の充実を図る。</p> <p>(イ) 職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、個々の職員のデータベースの整備等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対応</p>	<p>事委員会を立ち上げ、人材育成と人事評価が一体となる運用を構築するため、人事評価制度の見直し、職務体系の見直し、役割定義書の作成を行った。</p> <p>○ 令和7年4月からの新人事評価制度の試行に伴い、試行部署の評価者及び被評価者に対して人事評価研修を実施した。</p> <p>○ 人材育成及び信用基金の職場環境等の課題を把握するため、エンゲージメント調査を実施した。</p> <p>○ 令和6年3月に構築した人材管理システムを活用し、人材管理の効率的かつ適正な実施を行い、人事関連データの一元管理及び人事評価のシステム化によるマネジメントの仕組みを構築した。</p> <p>ア 人材の確保</p> <p>○ 業界別・事業規模別のテレワークの実施状況を踏まえ、テレワークの利用促進のため、信用基金におけるテレワークの基本方針を策定するとともに、令和7年3月にテレワーク実施要領を改正した。(令和7年4月施行)</p> <p>○ 計画的な年次休暇の取得、夏季休暇などと合わせた長期休暇の取得について、職員周知を行った。</p> <p>イ 人材の育成</p> <p>○ 必要な知識の習得及びキャリア形成を目指した研修体系を構築し、「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行った。</p> <p>○ 役職別(職員、主任、課長補佐、課長代理、管理職)や専門分野(システム関係、経理関係)に応じた研修カリキュラムを策定し、実施した。</p>	<p>トップとし、主要役員を構成員とする人事委員会を立ち上げた。</p> <p>令和6年度中に、人事委員会を計8回開催し、人材育成制度設計に関する論点整理や就業規則改正などについて検討を行ったところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用基金が求める人材を確保するため、従来の採用活動計画を大幅に見直し、内容を充実させるとともに、同計画に基づき、大学等へのアプローチなどを積極的に実施した。 ・ ワークライフバランスの実現に向けて、新たに「基金におけるテレワークの基本方針」を策定し、信用基金としてのテレワーク推進に向けた基本的考え方、その具体的な内容について明確化するとともに、職員説明会の開催により職員に周知を図り、信用基金全体の共通認識とした。 <p>以上を踏まえ、所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p> <p>や人材確保のための大学等へのアプローチなどの積極的な実施は、「人材の育成・確保に関する方針」を実行するための取組であり成果があつたとまでは言えないこと、要件緩和等を内容とするテレワーク実施要領の改正についても、今年度の目標である多様な働き方(短時間勤務、テレワーク等)の推進の範疇の取組であることを踏まえれば、「所期の目標を上回る」とまでは評価できない。</p>
---	---	--	---	--

<p>(4) 人件費【再掲】 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法</p>	<p>応できるようにする。 (ウ) 脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、職員の知見を高める。</p> <p>(3) 人員【再掲】 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。 イ 毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。 ウ 每年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。</p> <p>(4) 人件費【再掲】 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法</p>	<p>できるようにする。 (ウ) 脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、外部セミナーや研修を受講することにより、職員の知見を高める。</p> <p>(3) 人員【再掲】 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況を踏まえ、上限年齢の段階的な引上げを行うべく、必要な就業規則等の見直しを行い、公表する。 イ 優秀な職員の新規採用に取り組む。 ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。</p> <p>また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。</p> <p>(4) 人件費【再掲】 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直し</p>	<p>○ 農林水産省等で実施しているスマート農業に関する研修等を集約し、職員に周知を行うなど職員の知見を高めた。</p> <p>(3) 人員【再掲】 ○ 第2-2(2)を参照。</p> <p>(4) 人件費【再掲】 ○ 第2-2(3)を参照。</p>	
---	---	--	---	--

	<p>人基準年齢階層ラスパ イレス指数)を公表す る。</p> <p>また、役員の報酬水 準及び職員の給与水準 については、毎年度、そ の妥当性を検証し、そ の検証結果についてホ ームページにおいて公 表する。</p>	<p>を行い、見直しを行つ た場合にはその内容を 公表するとともに、対 国家公務員地域・学歴 別指数(地域・学歴別法 人基準年齢階層ラスパ イレス指数)を公表す る。</p> <p>また、役員の報酬水 準及び職員の給与水準 については、その妥当 性を検証し、その検証 結果についてホームペ ージにおいて公表す る。</p>			
--	---	---	--	--	--

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-3 積立金の処分に関する事項								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てられることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれの業務の財源に充てられているか	<主要な業務実績> ○ 農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び農業保険関係勘定に計上してある前中期目標期間繰越積立金は、農業信用保険勘定における当期純損失7億35百万円、林業信用保証勘定における同損失8億98百万円及び農業保険関係勘定における同損失4百万円の補てんに充てた。 なお、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、各勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩しを行っていない。	<自己評価> 評定：B 前中期目標期間繰越積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
第4-4 その他中期目標を達成するために必要な事項					
2. 主要な経年データ					
その他の中長期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 (第4-4-(1) 参照) (2) 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2) 参照)					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項 2 ガバナンスの高度化 (第4-4-(1) 参照) 3 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2) 参照)	第4-4-(1) 及び (2) を参照。	同左	同左	評定：B 2項目についてBとしたこと から、中項目「4 その他中期 目標を達成するために必要な事 項」についてはB評価とする。	評定 B <評定に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目 ともにBとなった。「独立行政法 人農林漁業信用基金の業務の実 績に関する評価の基準」に基づ き評価を行った結果、中項目「4 その他中期目標を達成するため に必要な事項」についてはB評 価とする。 (2項目×2点) / (2項目×2 点) = 100% ※算定にあたっては、評定毎の 点数をS：4点、A：3点、B： 2点、C：1点、D：0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-4-(1) ガバナンスの高度化								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
2 ガバナンスの高度化 (1) 業務の公平性・中立性の確保 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に適確に反映させる。 (2) 内部統制機能の強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、信用基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、P D C Aサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統	4 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 ア 業務の公平性・中立性の確保 運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月1回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとし、適正かつより効率的・	4 その他 (1) ガバナンスの高度化 ア 業務の公平性・中立性の確保 運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月1回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとし、適正かつより効率的・	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) ガバナンスの高度化 ア 業務の公平性・中立性の確保 ○ 令和6年9月及び10月に開催した運営委員会において、業務実績評価書、決算等について報告を行った。 また、令和7年2月に開催した運営委員会において、業務方法書及び第5期中期計画の変更（※）、令和7年度年度計画の作成について審議を行った。 (※) 第5期中期計画の変更については、令和6年9月、会計検査院から農林水産省に対し、信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金及び国の出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置が要求されたことに伴い、国からの出資金を国庫に納付する旨を記載するもの。 ○ 運営委員会において、法定審議事項の審議に加え、「料率算定委員会」や「業務運営の検証委員会」の結果の報告や、業務の概況などについて情報提供を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映され	<自己評価> 評定：B 以下について実施したことから、Bとする。 ・ 運営委員会において、法定審議事項に加えて、各業務の重要な課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質的な議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるための取組 ・ 役員会開催に向けての各部署との連携による資料作成、運営委員会等の業務運営についての重要な事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐 ・ 内部統制委員会を四半期ごとに開催し、企画部会を活用して、中期目標・中期計画の実現に向けて、年度計画の達成状況について部門横断的に情報共有するなど、P D C Aサイクルを実践し、内部統制の推進に取り組んだほか、「業務効率化プロジェクト（慣習的業務の見直し）」において策定した業務効率化施策の実施を決定 ・ リスク管理委員会の開催による、組織の適正なリスク管理 ・ 令和6年度コンプライアン	評価 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施したことから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。		

<p>制に関する基本的事項を適かつ確実に実施する。</p> <p>また、内部統制機能について、不斷に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>その際、金融業務に固有のリスクの管理に関し、外部有識者を含む委員会を設けて統合的な管理を実施する。</p> <p>(3) 監査の実施を通じた適かつ健全な運営の確保</p> <p>各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。</p> <p>また、内部統制機能について、不斷に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会</p> <p>金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。</p> <p>また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させ、業務運営の適正化・高度化を図る。</p> <p>(エ) コンプライアンス</p> <p>コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を行う。</p>	<p>効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。</p> <p>また、内部統制機能について、点検を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会</p> <p>金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。</p> <p>また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させ、業務運営の適正化・高度化を図る。</p> <p>(エ) コンプライアンス</p> <p>コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を行なう。</p>	<p>るよう取組を行った。</p> <p>イ 内部統制機能の強化</p> <p>(ア) 役員会</p> <p>役員会を13回開催した。</p> <p>役員会においては、運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。</p> <p>(イ) 内部統制委員会</p> <p>○ 内部統制委員会を四半期ごとに開催し、効率的・効果的な業務運営を推進するとともに、各種委員会の取組状況の点検を行い、内部統制機能について、必要に応じて見直しを行なった。</p> <p>○ 企画部会において、中期目標・中期計画の実現のため、年度計画の具体的な取組事項の設定や進捗管理を行うことに加えて、各部門において年度計画の達成状況の振り返りを実施し、今後の業務運営において改善すべき点等を部門横断的に共有化した。</p> <p>また、「業務効率化プロジェクト（慣習的業務の見直し）」において策定した業務効率化施策について討議し、実施を決定した。</p> <p>(ウ) リスク管理委員会</p> <p>○ 令和7年1月にリスク管理委員会を開催し、事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告を行なった。</p> <p>(エ) コンプライアンス</p> <p>○ 「ハラスメント研修（管理</p>	<p>ス・プログラムの内容を全てスケジュールどおりに遂行</p> <p>・ 令和6年度内部監査年度計画に基づくスケジュールのとおり、内部監査を遂行</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	---	---	--	---

	<p>ウ 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのつとつた適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>行う。</p> <p>ウ 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事監査及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのつとつた適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。</p>	<p>職等向け)」・「ハラスメント研修(一般職員向け)」、「コンプライアンス研修(管理職等向け)」、「コンプライアンス研修(一般職員向け)」と、種類別・階層別に分離し、対象者が学ぶべき内容を、重点的、効率的に習得できる形式で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信用基金の業務に即した設問を役職員より募集し、コンプライアンス理解度テストを実施したほか、コンプライアンス・マニュアルやQ&Aの見直し等を行った。 ○ 令和7年2月、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、令和7年度のコンプライアンス・プログラム等の策定や、コンプライアンス理解度テストの実施結果等について審議を行った。 <p>ウ 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年2月に策定した令和6年度内部監査年度計画に基づき、法令等に則った適切かつ健全な業務運営を確保しつつ、スケジュールどおり全ての個別内部監査を完遂するとともに、理事長等への実施方針や監査結果の報告も、年度内に実施した。 ○ 令和6年度監事監査計画に基づき、監事監査が行われ、指摘はなかった。 ○ 令和6年11月、令和7年2月～3月に会計監査人監査(期中往査)が行われ、指摘はなかった。 	
--	--	---	---	--

年度評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-4-(2) 情報セキュリティ対策								
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
3 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 政府方針等を踏まえ、CIO補佐官等からの助言のもと、情報セキュリティ関係規程の見直しを実施したほか、基幹LANの機器更新をIT化推進計画通り実施し、サイバー攻撃等の脅威への対処を行った。 ○ 高い専門性を有するPJMO支援業者の活用を通じて体制を整備するとともに、情報セキュリティに係る知見の向上及び醸成のため、職員9名をNISCやNICTが主催する訓練や勉強会に参加させた。 また、情報セキュリティ関連の資格取得の支援を通じて、職員の能力開発に取り組んでいる。 ○ 役職員の情報セキュリティ関係規程の理解・遵守の徹底や不正ウイルス感染対策・インシデント対策を目的とした情報セキュリティハンドブックを作成し、役職員へ配布した。 ○ 情報セキュリティ対策の自己点検の実施に当たって、点検計画の策定や点検項目の見直	<自己評価> 評定：B IT化推進計画に基づき、政府方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、高い専門性を有するPJMO支援業者の活用を通じて体制を整備したことから、Bとする。 <課題と対応> 特になし。	評価	B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。	

				<p>しを行うとともに、点検結果に基づく必要な対応を行った。</p> <p>○ 個人情報を取り扱う外部委託業者への実地検査及び、保有個人情報等を適切に管理しているかどうかの点検を行うとともに、それらの検査及び点検結果に基づく必要な対応を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

1. 令和6事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
預り交付金	5	4	-	-	-	-	5	4	-	-	-	-
受入事業交付金	515	491	15	12	161	161	340	319	-	-	-	-
民間出資金	48	17	-	-	48	17	-	-	-	-	-	-
事業収入	172,256	53,899	24,533	22,509	10,562	7,878	13,790	11,851	89,811	-	33,560	11,660
運用収入	462	576	198	262	115	131	129	162	15	16	4	4
借入金	130,210	8,755	-	-	-	-	-	-	87,782	-	42,428	8,755
その他の収入	11	10	-	6	-	-	11	3	-	-	-	-
合 計	303,507	63,751	24,745	22,790	10,886	8,187	14,275	12,339	177,608	16	75,993	20,419

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
民間出資金	41	62	-	-	41	62	-	-	-	-	-	-
業務経費	163,449	48,043	24,079	22,484	10,653	5,557	14,193	10,546	90,618	1	23,907	9,455
借入金償還	134,759	11,438	-	-	-	-	-	-	87,782	-	46,977	11,438
借入金利息	128	8	-	-	-	-	-	-	91	-	36	8
一般管理費	461	732	210	302	149	235	89	180	7	8	5	8
人件費	1,354	1,214	580	480	448	390	295	317	16	13	15	13
合 計	300,191	61,497	24,869	23,266	11,291	6,243	14,577	11,043	178,514	22	70,941	20,922

2. 令和6事業年度收支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常収益	政府事業交付金収入	776	572	14	10	98	62	664	500	-	-	-	-
	事業収入	5,585	5,142	3,971	3,841	247	222	1,112	1,033	189	-	66	46
	財務収益	454	628	194	288	112	139	129	180	15	17	4	4
	引当金等戻入	-	70	-	6	-	-	62	-	-	-	2	
	雑益	-	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	1,637	-	735	-	898	-	-	-	4	-	-
当期総損失		639	-	259	-	435	-	42	-	-	-	-	-
合 計		7,454	8,055	4,438	4,886	892	1,321	1,947	1,775	204	21	69	52

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常費用	政府事業交付金繰入	-	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務経費	5,122	4,813	3,518	3,739	90	41	1,509	1,030	4	1	1	1
	一般管理費	416	567	186	230	138	182	81	143	6	6	5	5
	人件費	1,373	1,244	582	474	458	402	301	341	17	14	16	13
	減価償却費	254	219	151	125	44	42	56	51	1	1	1	1
	財務費用	128	8	-	-	-	-	-	-	91	-	36	8
臨時費用	引当金等繰入	161	962	-	304	161	653	-	5	-	-	-	-
	雑損	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時損失	-	2	-	1	-	1	-	1	-	0	-	0
	固定資産除却損	-	2	-	1	-	1	-	1	-	0	-	0
減損損失		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期総利益		-	228	-	-	-	-	-	204	85	-	11	24
合 計		7,454	8,055	4,438	4,886	892	1,321	1,947	1,775	204	21	69	52

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 令和6事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	173,248	54,986	24,754	22,798	10,839	8,171	14,265	12,336	89,826	16	33,564	11,665
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	130,269	8,775	-	-	48	17	11	3	87,782	-	42,428	8,755
前年度からの繰越金	162,380	167,983	63,444	65,110	44,045	44,738	50,018	53,240	3,822	3,831	1,051	1,063
合 計	465,898	231,744	88,198	87,908	54,932	52,926	64,294	65,579	181,430	3,848	77,044	21,483

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	165,356	50,675	24,854	23,425	11,239	6,279	14,568	11,465	90,732	22	23,963	9,484
投資活動による支出	45	33	24	14	11	10	9	8	1	0	1	0
財務活動による支出	134,800	11,500	-	-	41	62	-	-	87,782	-	46,977	11,438
翌年度への繰越金	165,697	169,537	63,320	64,470	43,641	46,575	49,717	54,106	2,916	3,826	6,103	560
合 計	465,898	231,744	88,198	87,908	54,932	52,926	64,294	65,579	181,430	3,848	77,044	21,483

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

令和6年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	721	519	14	10	43	9	664	500	-	-	-	-
事業収入	5,741	5,247	3,970	3,847	369	285	1,107	1,066	186	-	109	49
保険料収入	3,157	2,739	2,503	2,177	-	-	654	562	-	-	-	-
回収金収入	1,921	2,174	1,468	1,670	-	-	453	503	-	-	-	-
保証料収入	233	197	-	-	233	197	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	136	88	-	-	136	88	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	295	49	-	-	-	-	-	-	186	-	109	49
収益合計	6,462	5,766	3,984	3,857	411	294	1,772	1,566	186	-	109	49
政府事業交付金繰入	-	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
事業費	4,592	4,476	2,963	3,351	305	236	1,324	889	-	-	-	-
保険金	4,172	4,097	2,963	3,351	-	-	1,209	746	-	-	-	-
保険料払戻金	26	23	-	0	-	-	26	23	-	-	-	-
代位弁済費	305	236	-	-	305	236	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	89	120	-	-	-	-	89	120	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	128	8	-	-	-	-	-	-	91	-	36	8
費用合計	4,719	4,495	2,963	3,362	305	236	1,324	889	91	-	36	8
収 支 差	1,743	1,271	1,021	495	106	58	448	678	94	-	73	41